



奈良市景観ガイドライン (色彩編)

～ 奈良市景観計画 / 奈良市屋外広告物等に関する条例
色彩基準の解説 ～



目 次

第1章	奈良市の色彩景観.....	1
第2章	色彩景観の基礎知識	3
2-1	色を伝える方法	3
2-2	色彩景観の特徴	5
第3章	色彩景観づくりの基本的な考え方.....	7
第4章	建築物・工作物の色彩基準の解説.....	9
4-1	景観地域・景観区域ごとの色彩の特徴.....	9
4-2	景観形成基準（色彩基準）	15
第5章	屋外広告物等の色彩基準の解説.....	31
第6章	奈良らしい色彩景観の実現に向けて.....	41

はじめに

悠久の歴史を誇る奈良市は、豊かな自然環境や歴史資産が織り成す風土と伝統文化が混じりあい、世界に名だたる古都景観を形成しています。この古都奈良の景観は、国際文化観光都市である奈良市の魅力を演出し、国内外からの多くの人々の来訪を後押しするものであり、より一層磨きをかけていくことが大切です。

一方で、奈良市の景観は「古都景観」だけではありません。みなさんの暮らしの場となる集落や住宅市街地、農地や山林などがつくりだす各地域の特徴を反映した景観は、みなさんの豊かな暮らしを支えるものであり、「暮らしの景観」づくりを進めることで、住み良い生活環境の形成につなげていくことも大切です。

奈良市では、「古都景観」と「暮らしの景観」のそれぞれを育むとともに、それらが相互に高め合い、より一層魅力的で奈良らしい景観を創り出していくことを目指しています。

景観づくりの目標 **「豊かな緑のなかに歴史と暮らしが交わるまち 奈良」**

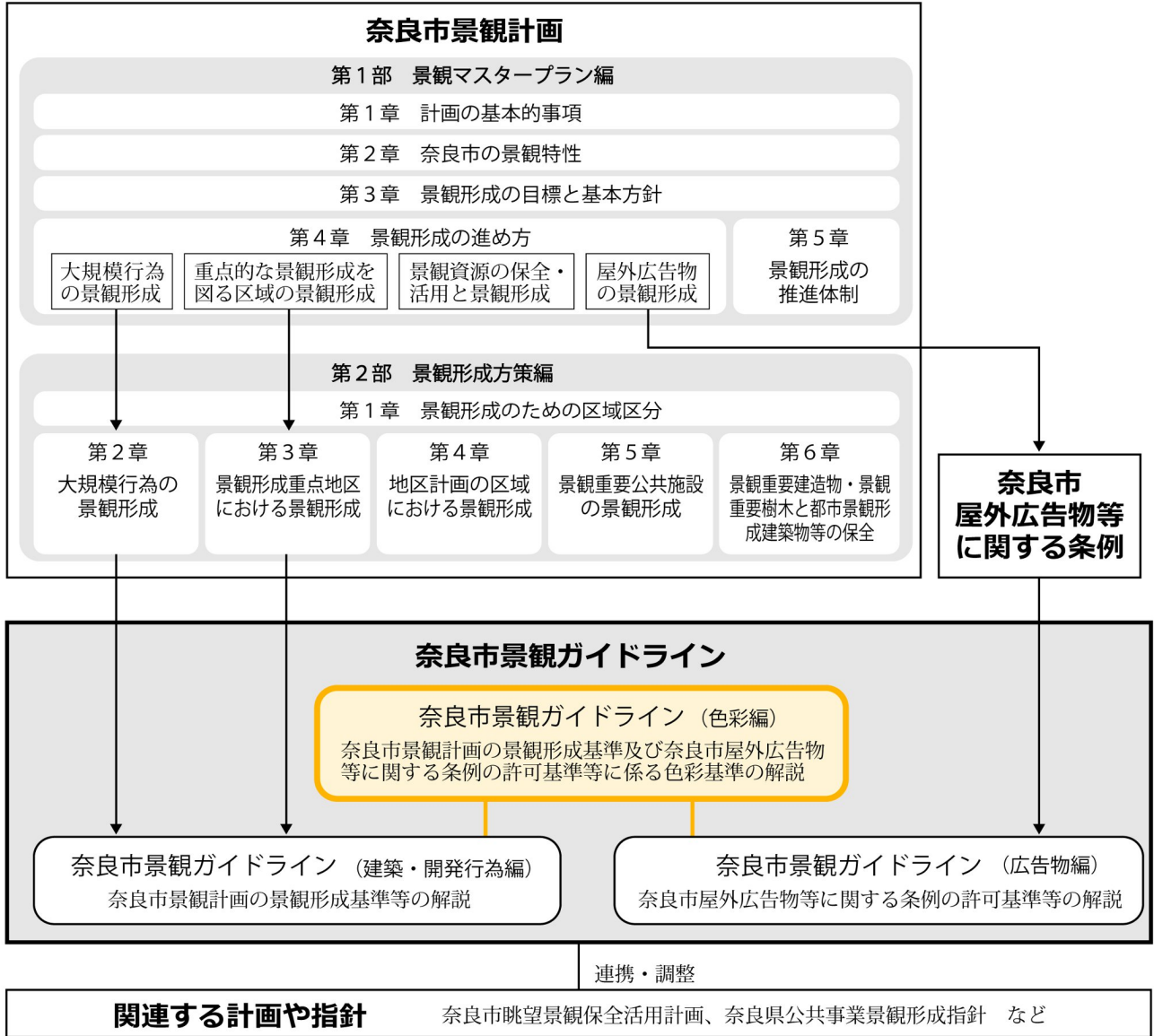
奈良市景観計画では、景観区域ごとの景観形成の基本方針において、景観区域ごとの色彩の使い方の方向性を示すとともに、それらを具体化した「景観形成基準」を設定し、また、景観形成重点地区においては、地区ごとの景観特性を反映したより詳細な「景観形成基準」を設定し、建築物や工作物等の色彩の誘導を図っています。

また、「奈良市屋外広告物等に関する条例」では、屋外広告物の「許可基準」の一つとして色彩基準を設定して、色彩の規制を行っています。

本ガイドラインは、これらの「景観形成基準」及び「許可基準」のうち、色彩に関する基準について解説するものです。色彩の基礎知識や奈良市の色彩景観の特徴、また、その特徴を活かした色彩景観づくりを進めるための考え方などについて解説しています。

奈良市内において建築物や工作物の新築や増築、改築、色彩の変更や屋外広告物の掲出などを計画される民間事業者、設計者、施工者の方々、ならびに奈良市内において景観づくりやまちづくりに取り組む方々が、奈良市の色彩景観を理解し、奈良らしい色彩景観づくりに取り組んでいくための手引き書として活用していくことが望まれます。

■ 奈良市景観計画に基づく景観施策体系における本ガイドラインの位置づけ



第1章 奈良市の色彩景観

「奈良市景観計画」では、奈良市の景観の特徴を、空間像としての「景（すがた）」と、それを目にして感じる「観（あじわう）」から整理しています。そして、奈良市の良好な景観を守り、育むとともに、それらを地域への誇りや愛着、地域の活性化や観光振興などに効果的に活かしていくためには、「景（すがた）」と「観（あじわう）」のそれぞれについて、奈良市の固有性を維持・向上していくとともに、それらを結びつけ、奈良市の景観の魅力を向上させていくことが重要であることが示されています。

色彩は、「景（すがた）」を特徴づける重要な要素のひとつであり、「景（すがた）」を構成する「自然」「歴史」「文化」「都市」の4つの視点から、奈良市の色彩の特徴は次のように整理できます。

○ 自然の色彩

- ・大和青垣の山並み（若草山・春日山原始林など）
- ・花の景色（佐保川沿川の桜並木・川路桜、月瀬梅林、追分梅林、清澄の里のコスモス畑など）
- ・四季の変化（稲穂、紅葉、雪景色など）
- ・南都八景：「三笠山の雪」「南円堂の藤」「佐保川の蜩」



南円堂の藤



大和青垣 若草山



春日山の紅葉と鹿



浮見堂と雪

○ 歴史の色彩

- ・人々の畏敬と畏怖の念を表した色である春日大社の朱赤。
- ・元興寺の瓦。（古瓦は赤茶と黒とがまだらで、後の時代の黒瓦とは違った雰囲気醸し出す。）
- ・「青丹よし 寧楽の京師は 咲く花の 匂ふがごとく 今盛りなり」と万葉集に詠われたように、都は華やかな彩りであふれていた。東大寺大仏殿の柱や扉は朱か弁柄の丹で、連子窓は緑青の青で採色され、金銅の大仏は金色に輝いていたと想起される。
- ・集落内の歴史的な建造物（漆喰、土壁、板張り、いぶし瓦、木製格子など）



春日大社の朱



東大寺の朱と緑青



元興寺の瓦屋根



白漆喰塀・練塀

○ 文化の色彩

- ・産業・生業の色（仏の教えを書写するために必要とされた墨づくり、烏梅の里月ヶ瀬の四季の彩（白い梅の花と真黒な烏梅、平地や山間の水田の四季の彩り、田原地区や月瀬地区の茶畑の緑など）。
- ・祭礼・行事の色（春日若宮おん祭り、修二会、采女祭、若草山の山焼きなど）



墨づくり（古梅園）



烏梅づくり（月瀬）



春日若宮おん祭り



田原の茶畑

○ 都市の色彩

- ・駅前等の中心市街地における高明度の白色等が突出するビル群の建ち並び
- ・住宅地開発により形成された街路樹と庭木の緑豊かな住宅地景観
- ・一定の色彩のまとまりが形成されている大規模集合住宅地
- ・幹線道路沿道に林立する多様な色彩の屋外広告物
- ・娯楽施設や工場などの多様な用途が作り出す多彩な色彩景観



ビル群の建ち並び



戸建住宅市街地



集合住宅団地



沿道の屋外広告物

このように、奈良は「自然」「歴史」「文化」により、古くから彩り豊かな地であったといえます。しかし、近年の「都市」的活動の結果として、多様な色彩が溢れ、奈良を感じられる良好な色彩景観が失われつつあります。

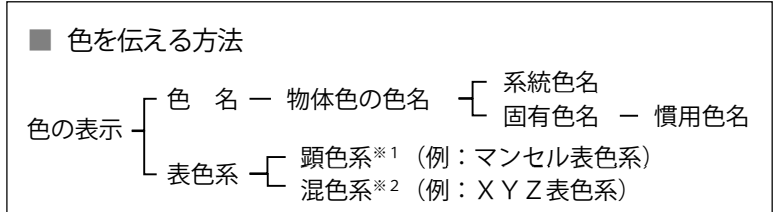
「自然」「歴史」「文化」が創り出す色彩景観を守り、育てるとともに、新たな「都市」的活動が創り出す色彩をそれらと馴染ませ、奈良を感じられる良好な色彩景観を将来世代に受け継いでいくことが求められます。

第2章 色彩景観の基礎知識

2-1 色を伝える方法

(1) 奈良市景観計画と奈良市屋外広告物等に関する条例での色の表示

私たちの目は 10 万色以上の色が見分けられるといわれています。これだけ多くの色を記憶したり、伝えたりするために、その方法にもいくつかの種類があります。



色を言葉で表す方法として、赤・黄・緑などの基本色名*3に「明るい」や「青みの」などの修飾語をつけて用いる「系統色名」と、動植物や鉱物、地名、人名、事物、事象などをもととする「固有色名」があり、固有色名のなかでも一般的に使われるものを「慣用色名」といいます。しかし、色名による表現は捉え方に個人差があり、一つの色を正確かつ客観的に表すことができません。

そこで、「奈良市景観計画」および「奈良市屋外広告物等に関する条例」では、色の表示（表色）の方法を体系的にまとめた「表色系」のうち、日本工業規格（JIS）に採用され、国際的にも広く用いられている「マンセル表色系」を用いています。

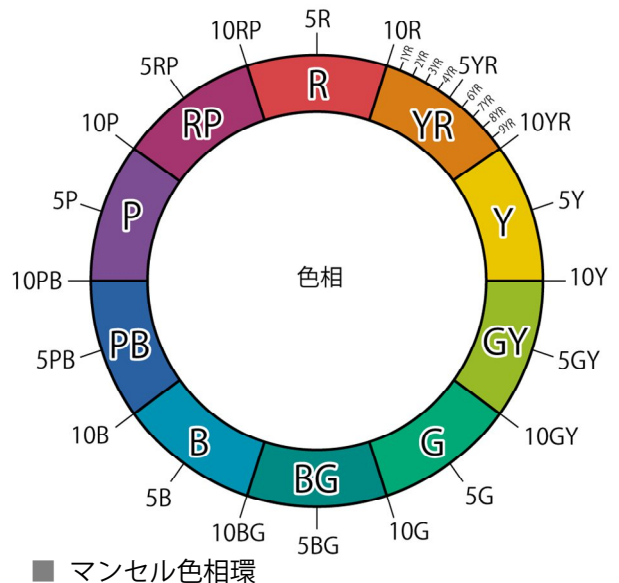
(2) マンセル表色系

マンセル表色系は、色あいを表す「色相（しきそう：Hue）」、明るさを表す「明度（めいど：Value）」、鮮やかさを表す「彩度（さいど：Chroma）」の3つの属性の組み合わせによって、記号化して表しています。人間の感覚をもとにしているため、把握しやすく、記号によって色の様相をイメージできるという長所があります。

■ 色の三属性

● 色相

色相は、赤（R）、黄（Y）、緑（G）、青（B）、紫（P）の5つの主要色を円周上に等間隔に配し、それぞれの間中に黄赤（YR）、黄緑（GY）、青緑（BG）、青紫（PB）、赤紫（RP）を加えた合計10の基本色に分割しています。そして、これらをそれぞれ10等分した100色を基準としています。この環をマンセル色相環といいます。なお、この色相環で180度の角度で位置する色は互いに補色関係にあり、混ぜ合わせると無彩色*4になります。この色味をもたない無彩色はN（ニュートラル）で表します。



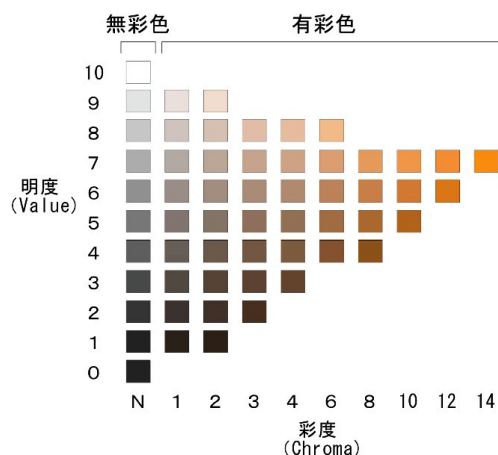
(※1) 顕色系：色紙や布などの物体の色として作られているシステム
(※2) 混色系：色を表示する基となる色光（原色）の混色量によって色を表示するシステム
(※3) 基本色名：JISでは有彩色の基本色名として「赤・黄赤・黄・黄緑・緑・青緑・青・青紫・紫・赤紫」の10種、無彩色の基本式名として「白・灰色・黒」の3種を定めています。
(※4) 無彩色と有彩色：白～灰色～黒の色並びには色味がありません。このような色を「無彩色」といいます。また、逆に色味のある色を「有彩色」といいます。

● 明度

明度は、明るさを0から10までの数値で表します。0は理想の黒（完全な黒）、10は理想の白（完全な白）であり、その間を知覚的に等分度になるように10等分に分割されています。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり、10に近くなります。実際には、最も明るい白で明度9.5程度、最も暗い黒で明度1.0程度です。

● 彩度

彩度は、鮮やかさを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色ほど数値が大きくなり、赤の原色の彩度は14程度です。同じ色相、同じ明度の色において、色味のあざやかさが増すごとに等間隔に数値が増えるように設定されています。そのため、最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や黄赤などは14程度、青緑や青などは8程度です。



■ 明度と彩度

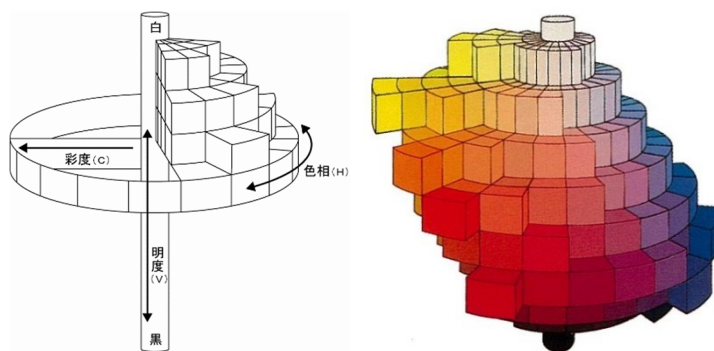
■ 色の表示方法

マンセル表色系の色の表示方法であるマンセル値は、色相、明度、彩度の3つの属性を組み合わせる記号です。有彩色は、色相、明度、彩度を組み合わせる記号で表記し、無彩色は無彩色記号Nに明度の数値のみを記します。

■ マンセル値の表示例					
	(色相)	(明度)	(彩度)		
有彩色		5 Y R	6	/ 10	(読み：5ワイアール6の10)
		10 B	7.5	/ 4.3	(読み：10ビー7.5の4.3)
		(無彩色記号)	(明度)		
無彩色		N	8		(読み：エヌ8)
		N	4.5		(読み：エヌ4.5)

■ マンセル表色系の色立体

色の属性を3次元に位置づけてできる立体を色立体といいます。マンセル表色系では、無彩色を中心軸にして、縦に明度、中心から外に向かって彩度、外周に色相を配しています。各色相の純色（もっとも彩度の高い色彩）の位置が異なるため、マンセル表色系の色立体は、不規則な凹凸をもつ非対称の立体になっています。



■ マンセル表色系の構造とマンセル色立体

2-2 色彩景観の特徴

(1) マンセル表色系の三属性（色相・明度・彩度）と景観

色相・明度・彩度と景観の関係は、それぞれ次のようになっています。

● 色相

色相は、建築物としての親しみやすさやなじみやすさに大きな影響を与えます。

市内の建築物や工作物の外装色は、その新旧を問わず、大多数が黄赤、黄の暖色系色相に属しており、一般的に暖かみを感じさせる景観を形成しています。一般に白や灰色として捉えられている漆喰やいぶし瓦などの伝統的建材もわずかに黄みを帯び、全く色味のない無彩色とは異なった暖かみをもっています。一方、暖色系色相以外の青や緑、紫などの色相を基本とした建物は、建築物等の色彩としてはあまり見慣れないものであるため、街並みの中で違和感や冷たさを感じさせる場合があります。

このように建築物や工作物等の色彩検討にあたっては、周囲の景観になじみやすい外観とするため、暖色系の色相を基本に配色を組み立てる工夫が大切になります。

● 明度

明度は、遠距離から見た眺望景観に大きな影響を与えます。

暗い紺色の地に明るい白の文字、図を配置した道路標識などのように、視認性や可読性が要求される要素には明度対比の強い配色が用いられます。色相の違いや彩度の違いよりも、明度の違い（対比）は遠くからでも視認しやすいからです。

緑の丘陵地を背景とした白い箱状の建築物は、周辺の景観の中から突出して見えます。一方、明るさを抑え、背景と同様の明度を基調とした建築物や意匠の工夫により陰影をつけた建築物などは、背景の緑に融和して見えます。

このように、高所からの眺望や山地・丘陵地を背景とした景観などでは、街並みや緑との明度対比を和らげる工夫が大切になります。

● 彩度

彩度は、主に近距離、中距離から見た景観に大きな影響を与えます。

彩度の高い色彩は目立ち、低彩度の色彩は周辺の景観に融和します。彩度の高い色彩は、誘目性（人の目を引きつける度合い）が高く、景観の第一印象に大きな影響を与える要素となります。

一般的に、建築物等の色彩は低彩度に属しており、そうした穏やかな色調で揃った街並みでは、落ち着きや品格が感じられるばかりでなく、季節の花々や催事の彩りなどが映え、四季折々の豊かな変化が感じられます。一方、派手な色彩が多用された幹線道路沿道などでは、目を引きつけようと鮮やかさを競うばかりに、視線が定まらない落ち着きのない景観が形成されています。

このように、秩序ある街並みの形成にあたっては、彩度の高低による目立ち方の度合いに着目し、それぞれの要素にふさわしい彩度を選択することが大切です。

(2) 距離と色彩

色彩景観は、見る場所と見られる対象との距離によって異なった様相を見せます。

見る場所と見られる対象の距離により、景観は大きく「遠景」「中景」「近景」に区分できます。

遠景は景観全体を群として眺めるため、地域の色彩構成は把握できますが、細部は注視されません。中景では建築物や構造物の色彩の全体像や隣接する景観構成物との色彩関係が把握されます。近景では、建築物や構造物の構成素材の形態や色彩など細部に目が向きます。

美しい地域の色彩景観をつくるには、近景から中景、遠景までそれぞれのレベルに応じた色彩の見え方を意識し、周辺の建物と秩序ある色彩の関係をつくるのが大切です。

(3) 素材と色彩

わたしたちが色彩を見るときには素材とともに見えています。そのため、同じような色彩であっても素材による違いを感じとります。自然素材のもつ色合いを人工的に表現することは非常に難しいものです。

従って、土やレンガに似せた茶色、樹木の葉に似せた緑色、空や水を思わせようとする青色など、自然の色と称して、人工的な着色手法によって自然の色彩を再現しようすることに慎重になる必要があります。特に、安易にそうした色彩を塗装で大面積に使用することは良い効果を生みません。

素材の違いによる色彩の見え方の違いを十分に考慮し、周辺の建物との調和に配慮することが大切です。

(4) 時と色彩

季節や時間、気候などに応じてさまざまな表情を見せます。

葉の色は季節とともに移り変わり、景観に変化と潤いを与えてくれます。一日の間でも明け方、昼間、夕方、夜間と光は物の見え方に強弱や陰影などのうつろいをつくり、建築物や構造物など人工物の色彩にも様々な変化をつくりだします。こうした自然による色彩の変化は微妙な違いです。そのため、人工物の色彩が強すぎると人工物ばかりが目立ってしまい、自然のもつ優しい美しさの魅力が薄れてしまいます。

人工物の色彩は、その環境となっている自然の色より控え目な色合いを用いることが基本といえます。そして、自然が演出する色彩の微妙な変化を認識できる色使いが望まれます。

(参考：「景観色彩：景観に配慮した色彩の使い方」(景観材料推進協議会)より)

第3章 色彩景観づくりの基本的な考え方

(1) 地域性に配慮する

かつての町並みの色彩は、瓦や木材、土壁、漆喰などの地域の自然の建材を使用していたため、それぞれの地域に根付いた独特の表情を持っていました。地域の素材色は、その土地の気候・風土と密接に関係しています。また、奈良市では、かつての都が置かれた政治・文化の中心地であるとともに、その後、社寺等を中心に発展してきた地域であるという歴史的・文化的背景を有しており、それらが奈良固有の色彩景観を創り出してきています。このような歴史、文化、自然に裏づけされた地域の個性を尊重した色彩を使用していくことを基本とします。

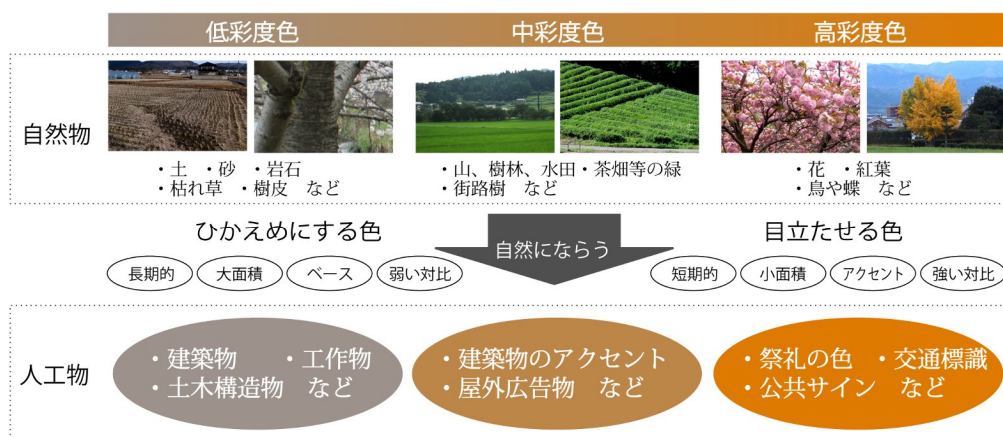
(2) 地区性に配慮する

都市の機能をより効率的かつ効果的にするための用途地域の設定や奈良市都市計画マスタープランにおける鉄道駅や官庁街を中心とした都市核や社寺やならまちなどの歴史拠点、都市軸や河川軸などの設定を通じ、それぞれの地区の特徴に相応しい環境づくりを進めています。また、奈良市景観計画においても、景観地域や景観区域の区分、景観形成重点地区や都市景観形成地区の設定など、地域よりももう少し狭い範囲を示す地区レベルの景観づくりが進められています。

駅前地区や商業地区、業務地区、歴史的地区、低層住宅地区、中高層住宅地区、工業地区、農山村地区、幹線道路沿道地区など、それぞれの地区の機能や個性を活かした色彩を使用していくことを基本とします。

(3) 関係性に配慮する

景観は様々な形態をもった多くの景観材料で構成されています。これらの色彩を選定する場合には、自然にならないながら、誘目性の視点から景観を構成する各要素の順位づけを行い、色彩を秩序づけること、騒色を取り除き、周辺の色彩との配色調和を考慮すること、対象物の形態や素材が要求する色彩のあり方を的確に把握し、形態や素材を補助するものとして、色彩のバランスを考慮することなどにより、秩序ある景観色彩デザインを基本とします。



(4) 環境性に配慮する

奈良市は豊かな自然を有し、四季折々の色彩変化も豊かです。自然の色彩には花のような高彩度色もありますが、それらは自然のなかの比較的小さな部分であり、ごく短い時間に散ってしまいます。自然の基調となっている部分は、土や砂のような低彩度、樹木の緑の中彩度の色彩です。このような穏やかに移り変わる自然の基調色との関係を考慮し、低彩度の穏やかな色彩を使用することを基本とします。

また、夏場と冬場では、樹木の葉の量が違うことや太陽の角度が違うことなどによって、まちなみの色の印象が変わります。夜間のライトアップも、光源の光の違いや背景が暗いことなどが影響して昼間とは印象が変わります。このように四季の変化や一日の光の違いによっても色の見え方が変わるため、これらを考慮した景観色彩デザインを基本とします。

(5) 公共性に配慮する

景観を構成している建物や橋梁などの構造物には、それぞれ所有者がおり、所有権を有しています。しかし、それらの集合体によって形成される景観は「公共のもの」であり、景観を構成している色彩も同様です。建築物・工作物・屋外広告物などはまちの中に長くあり続けるため、これらの色は一時の流行に左右されず、長い時間の経過の中で考える必要があります。誘目性の順位づけにしたがって、それぞれの対象に相応しい配色を行うとともに、多くの人に親しまれ、馴染んできた木や土、石、瓦などの自然素材の色を優先的に使うことにより、公共性に配慮することを基本とします。

(6) 耐久性に配慮する

景観は一時的なものではなく、長く継続されるものです。材料の耐久性が不十分であれば、初期の景観は長く維持できません。このことは色彩についても同様です。

塗料などのなかには、日光や風雨によって変色・褪色しやすいものや、排気ガスなどが付着して汚れてしまうことがあります。一般的に彩度の高い色や淡い色ほど耐候性が劣るといわれています。耐久性・耐候性やメンテナンスのよい材料を選び、優れた色彩デザインを長く保つための維持管理を十分に行うことを基本とします。

また、逆に木材や土壁・石材などは、新しい時よりも、より使い込まれ、古くなった時が美しいと感じられる素材もあります。こうした作法と色彩の関係にも十分に配慮します。

(7) 安全性に配慮する

健常者だけでなく、高齢者や弱視者など、多様な人々が生活しています。サインや標識は視認性を高めると同時に、その周辺に施す色彩との関係にも配慮した配色を行うなど、多様な人々が、安心して生活できるよう配慮することを基本とします。

第4章 建築物・工作物の色彩基準の解説

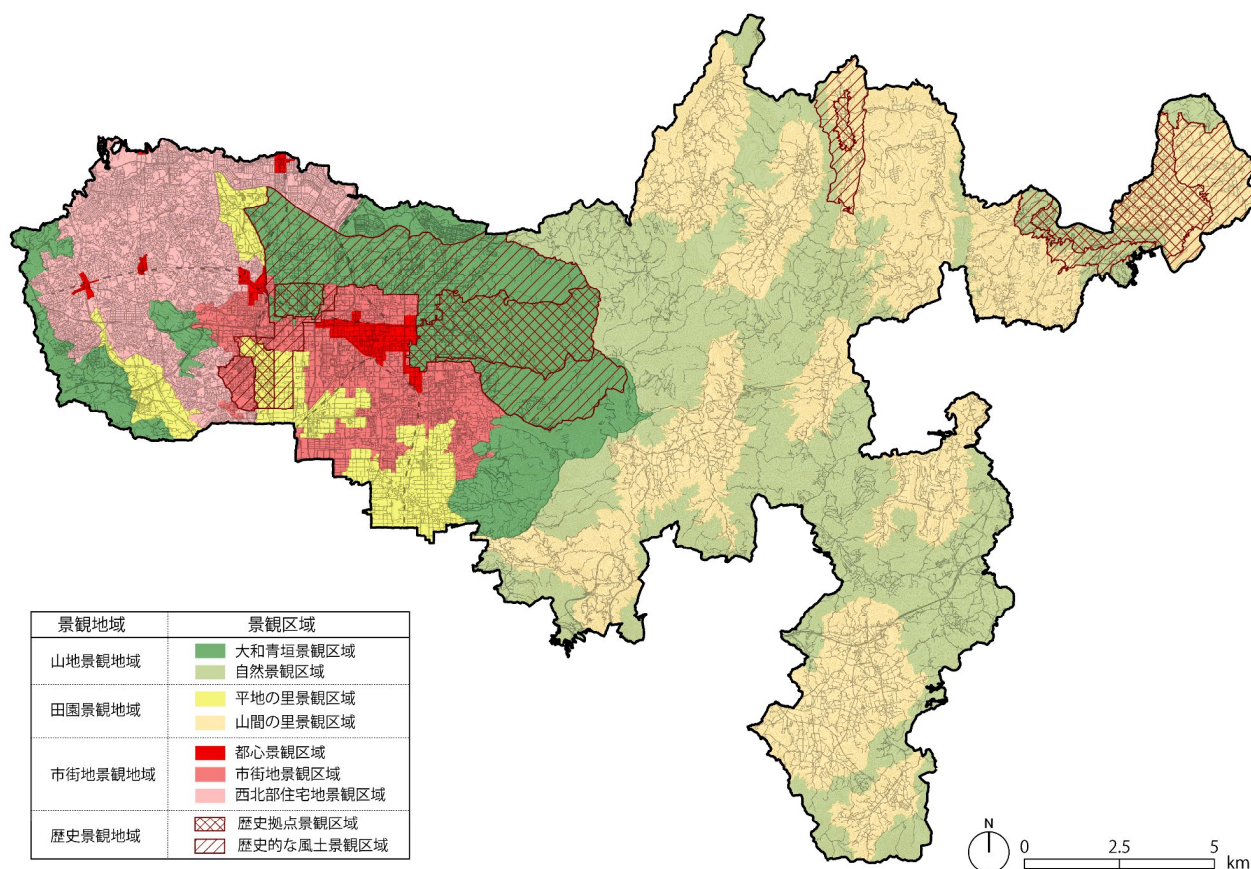
4-1 景観地域・景観区域ごとの色彩の特徴

『奈良市景観計画』における「奈良市の景観構造」では、景観地域・景観区域を下図のように整理し、景観区域ごとに景観づくりの基本方針を示しています。そして、それらの基本方針のなかで、色彩の使い方についての基本的な考え方を示しています。

景観構造では、山間景観地域、田園景観地域、市街地景観地域、歴史景観地域の4つの景観地域のもとに、9つの景観区域を設定しており、それぞれに異なる色彩景観がみられます。奈良市の風土を反映した多様な魅力をもつ景観を保全し、創出していくためには、届出・許可等が必要な行為について、景観形成基準や許可基準などで設定される色彩基準を遵守するだけでなく、景観の大部分を占める戸建住宅の建築等をはじめとした、届出・許可等を要しない小規模な行為についても、景観地域・景観区域ごとの色彩の特徴を十分に理解し、配慮した上で、建築物や工作物に使う色彩を決定していくことが求められます。

従って、ここでは、すべての建築物の建築等、工作物の建設等のベースとなる景観地域・景観区域ごとの色彩の特徴・色彩の使い方について整理します。

■ 奈良市の景観構造（「奈良市景観計画」より）

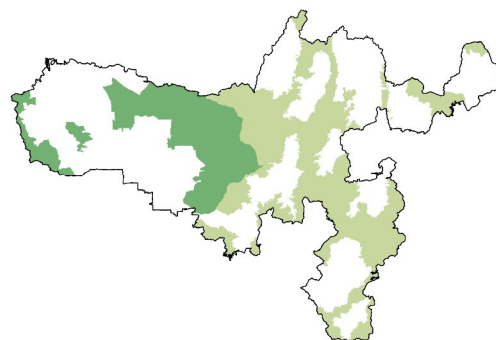


(1) 山地景観地域（大和青垣景観区域、自然景観区域）

① 色彩景観の現況

大和青垣景観区域及び自然景観区域の色彩は、ともに山林や樹林を中心とした自然景観要素の色彩が主体となります。

自然景観要素の色彩は、花や紅葉などによる一時的な色相、明度、彩度の広がりを見せるものの、植物の緑は四季を通じてGY系を中心とした色相に分布し、明度は3～7程度、彩度は4～6程度で推移しています。また、山並みについては、色相はGY系を中心としながらも遠景になるとB系に推移し、明度は近景で3～7程度を中心とし、遠景になるとやや明るさが増します。彩度は、遠景になるほど低彩度化していくという特徴があります。土壌については、YR系やY系を中心に分布し、全般的に明度は4～6前後が中心となり、彩度は3～5程度となっています。

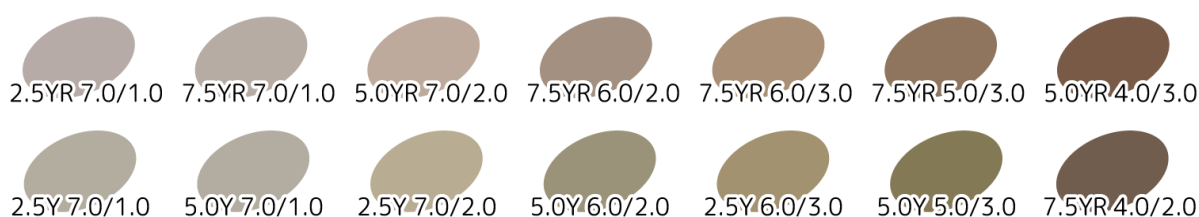


② 色彩景観づくりの考え方

古都奈良の歴史的風土を構成する山林、市街地からの景観や山間の集落・農地景観の背景となる山林・樹林を中心とする区域であることから、緑豊かな自然豊かな色彩景観を保全・形成します。

建築物・工作物については、周囲の山林・樹林より目立ちすぎないように、鮮やかさを抑えた色使いを基本とし、自然に穏やかに融和して自然の緑が一層色濃く感じられるよう、暖色系の色相の中彩度から低彩度の色彩を用いることを推奨します。また、明るさについても、自然景観要素の色彩にあわせた中明度の色彩を用いることを推奨します。

■ 外壁の推奨色彩の例



(2) 田園景観地域（平地の里景観区域、山間の里景観区域）

① 色彩景観の現況

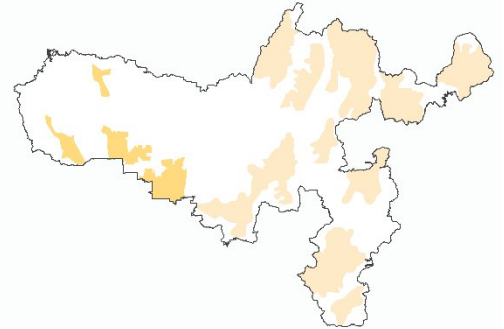
平地の里景観区域及び山間の里景観区域は、農地と集落、周辺の山林・樹林などがおりなす、緑豊かな田園景観・集落景観の区域であり、自然景観地域で示すような色彩の特徴を有する自然景観要素のなかに、木材や漆喰などの自然素材を用いた伝統様式の建築物や和風の意匠を採用した建築物が多くを占める集落が落ち着いた色彩景観をつくりだしている区域が大部分を占めています。

伝統様式の建築物の外壁は、色相は、Y R系・Y系の暖色系及び無彩色が主体となります。また、明度は、有彩色では木材の低明度色が主体、無彩色では白漆喰の高明度色、黒漆喰の低明度色が、有彩色の彩度は4以下が主体となっています。また、屋根はいぶし瓦が多く、その色彩は無彩色又はやや黄みを帯びた中明度、低彩度色が主体となっています。

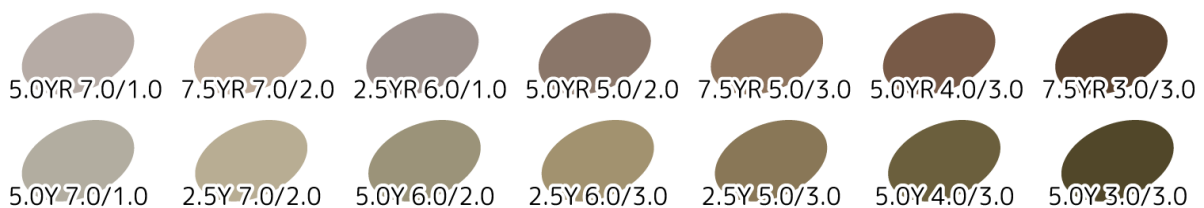
② 色彩景観づくりの考え方

地域の歴史・文化を反映した自然素材等の色彩を継承し、人々の暮らしが自然の中に穏やかに融和することで、人と自然との共生を感じられる色彩景観を保全・形成します。

建築物・工作物については、周囲の自然景観や集落景観のなかで目立ちすぎず、山の辺、青垣や山林・樹林さらに田園の豊かな自然の緑が一層色濃く感じられるよう、暖色系の色相の中明度から低明度、中彩度から低彩度の色彩を用いることを推奨します。



■ 外壁の推奨色彩の例

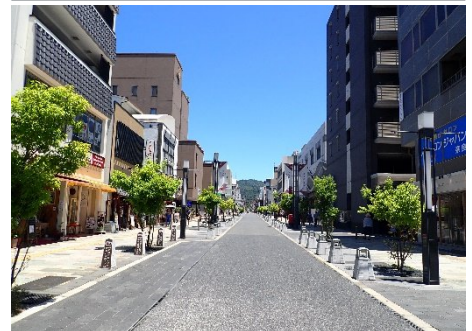
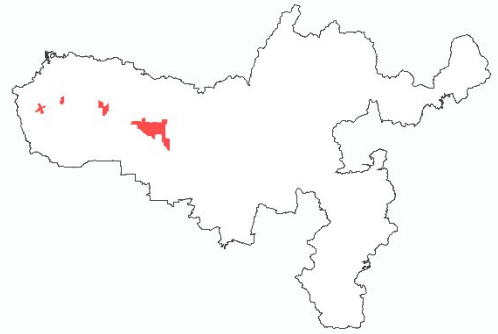


(3) 市街地景観地域（都心景観区域）

① 色彩景観の現況

都心景観区域は、商業・業務機能や行政機能などの都市機能が集積し、土地の高度利用が進められている活気と賑わいのある都市的景観の区域です。

外壁の色彩はY R系やY系の暖色系の色相を中心とし、明度は高明度色の使用が多くみられる傾向にあります。また、4以下が主体となっていますが、なかには高彩度色を用いた大規模建築物もみられます。外壁としては、ある程度のまとまりはあるものの、付随する屋外広告物等が景観を阻害する場合があります。また、中高層建築物の建築等に当たっては、眺望景観を保全するために、形態・意匠とともに色彩にも十分に配慮することが求められます。

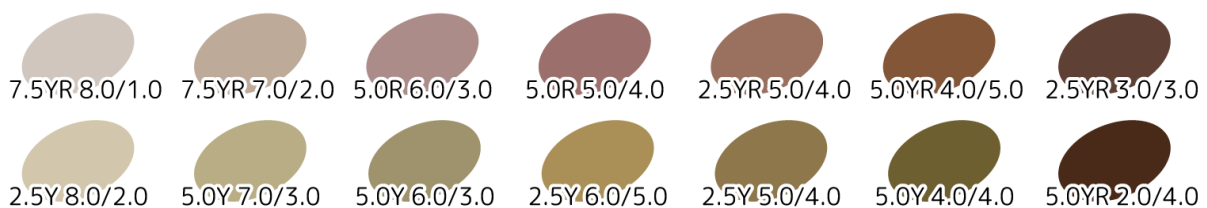


② 色彩景観づくりの考え方

活気と賑わいのなかにも、緩やかなまとまりや秩序を感じられる歴史都市奈良にふさわしい色彩景観を形成します。

建築物・工作物については、突出した印象を避け、穏やかで暖かい印象を与える色彩や威圧感のない落ち着いた色相の使用を基本とした上で、賑わいの創出のための低層部へのアクセント色の使用や、眺望景観の背景となる山並み等との明度対比が生じないように配慮した中高層部の色彩の使用など、町並み全体としての調和や周囲の山並みとの調和した色彩を用いることを推奨します。

■ 外壁の推奨色彩の例

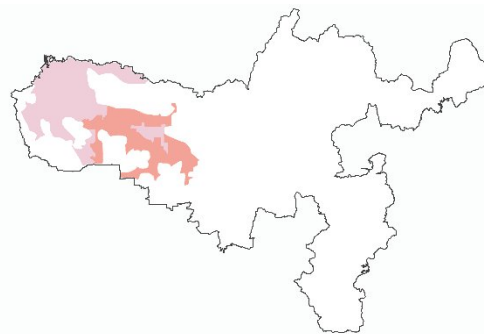


(4) 市街地景観地域（市街地景観区域、西北部住宅地景観区域）

① 色彩景観の現況

市街地景観区域は、古くからの集落や集落周辺の市街地を中心とした、歴史や文化、地域コミュニティ豊かな景観の区域です。また、西北部住宅地景観区域は、丘陵上の大規模住宅地などの計画的に開発された基盤の整った町並みと、庭木や街路樹などによる緑豊かな住宅地景観の区域です。

いずれの区域も建築物の外壁は、Y系やY R系の暖色系の色相を中心とし、中～高明度、低彩度の色彩の使用が多くみられます。また、建築物の屋根は、Y系やY R系の暖色系の色相を中心とし、中～低明度、低彩度の色彩の使用が多くみられます。また、住宅団地等においては、一定のまとまりや秩序ある色使いもみられ、周囲の自然景観要素との調和を図りながら、各地区の特徴を活かしながら、地区ごとの個性を感じられる景観を保全・育成していくことが求められます。

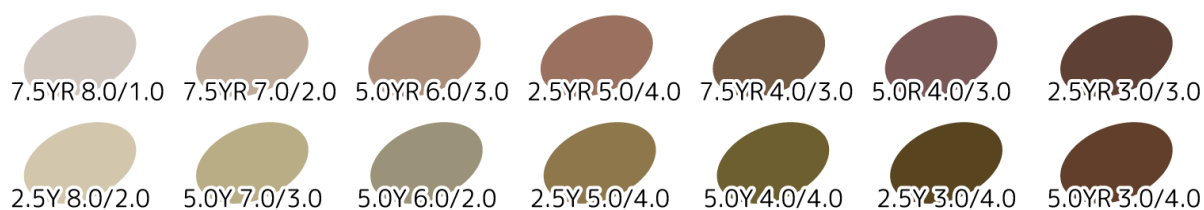


② 色彩景観づくりの考え方

周囲の山林・樹林や町並みを構成する庭木・街路樹などの自然と調和し、人々の快適な生活環境を演出する穏やかで暖かい印象を与える色彩景観を形成します。

建築物・工作物については、暖色系の落ち着いた色相を基本とし、周囲の町並みとの明度・彩度、アクセント色などを合わせたり、色彩を用いて町並みの連続性を創出するなど、地区のまとまりを感じられる色彩を用いることを推奨します。

■ 外壁の推奨色彩の例



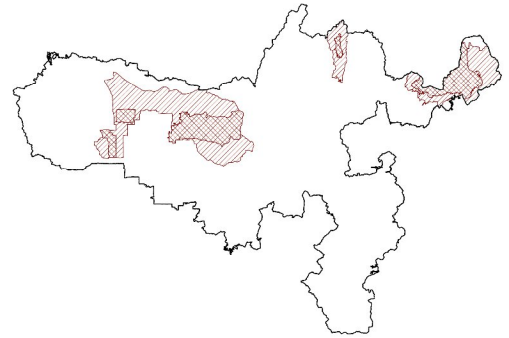
(5) 歴史景観地域（歴史拠点景観区域、歴史的な風土景観区域）

① 色彩景観の現況

世界遺産をはじめとした歴史的資産や歴史的な町並みを構成する伝統様式の建築物等の自然素材の色合いと、それらを取り巻く自然環境の緑とがつくり出す、奈良市の歴史・文化を象徴する色彩景観が形成されています。

伝統様式の建築物の外壁は、色相は、Y R系・Y系の暖色系及び無彩色が主体となります。また、明度は、有彩色では木材の低明度色が主体、無彩色では白漆喰の高明度色、黒漆喰の低明度色が、有彩色の彩度は4以下が主体となっています。また、屋根はいぶし瓦が多く、その色彩は無彩色又はやや黄みを帯びた中明度、低彩度色が主体となっています。

歴史的な風情を醸し出す町並み景観や周囲の自然景観資源との調和や、伝統的な祭り・行事等の活動の場にふさわしい色彩景観の形成が求められます。

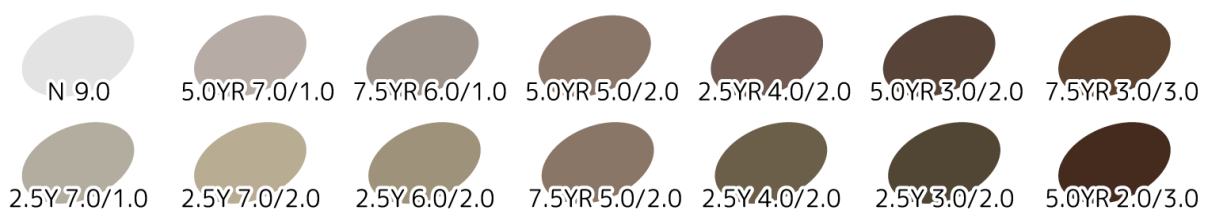


② 色彩景観づくりの考え方

歴史的資産と周囲の自然が一体となった歴史的風土の保存やその魅力の向上、また、歴史的資産と伝統的活動が一体となった歴史的風致の維持・向上につながる色彩景観を形成します。

建築物・工作物については、歴史的な町並みや周囲の自然景観と調和するよう、暖色系の低彩度色を中心とするとともに、材料も、木材や漆喰、和瓦などの自然素材を活かし、受け継がれてきた伝統様式を尊重します。

■ 外壁の推奨色彩の例

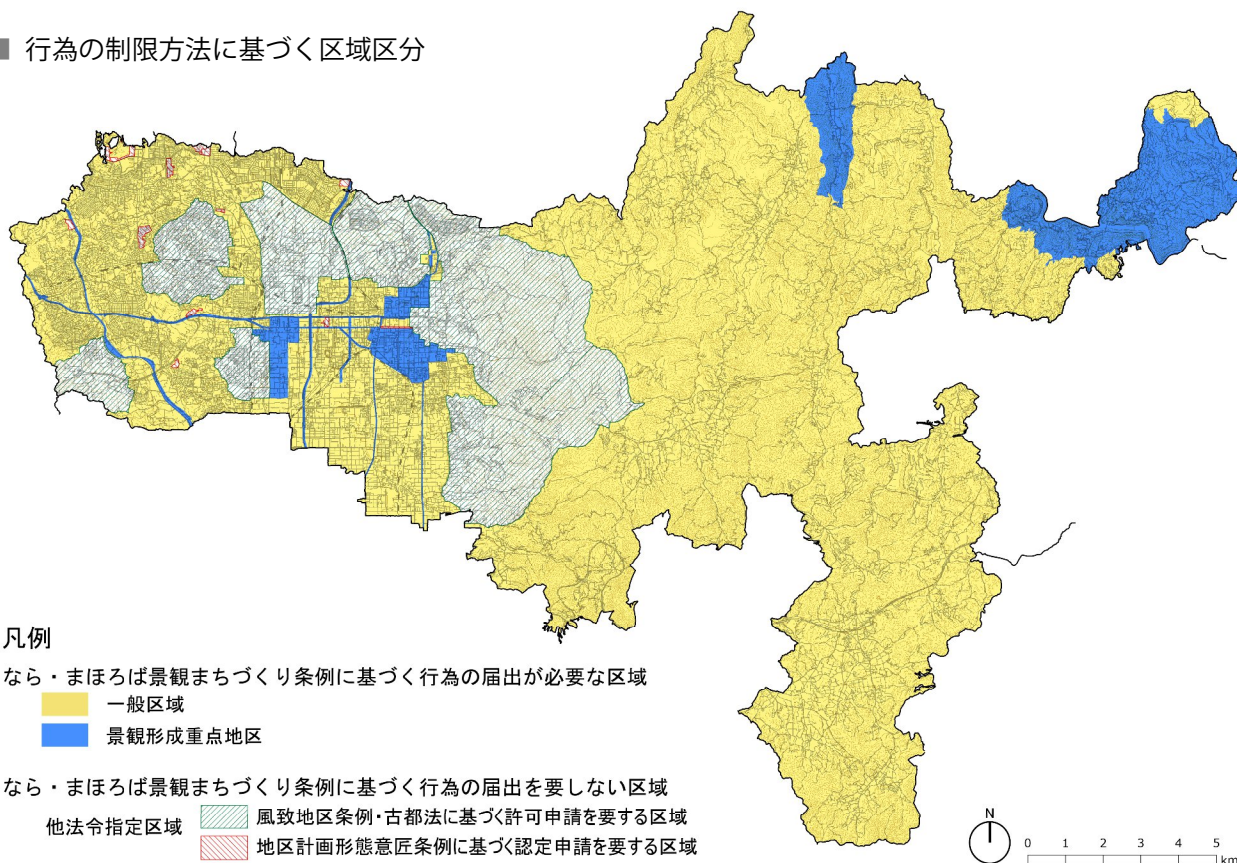


4-2 景観形成基準（色彩基準）

（1）建築物・工作物の色彩基準の構成

「奈良市景観計画」では、行為の制限については、景観法及びなら・まほろば景観まちづくり条例に基づいて大規模行為の景観形成を図る「一般区域」と重点的な景観形成を図る「景観形成重点地区」、そして、他法令に基づき景観形成を行う「他法令指定区域」の大きく3種類の区域に区分して、景観の規制・誘導を行っています。

■ 行為の制限方法に基づく区域区分



建築物や工作物に関する色彩基準は、それぞれの区域で設定する基準や指針等で設定しており、それらは次の表のように整理できます。

■ 奈良市における建築物・工作物の色彩基準

根拠法令	区域		色彩基準を設定する基準・指針等
・景観法 ・なら・まほろば景観まちづくり条例	一般区域		大規模行為の景観形成基準
	景観形成重点地区		景観形成重点地区の景観形成基準
・都市計画法 ・奈良市風致地区条例 ・奈良市地区計画形態意匠条例	他法令指定区域	風致地区	風致保全方針
		奈良市地区計画形態意匠条例の対象区域	各地区の地区整備計画

(2) 大規模行為の色彩基準

大規模行為の景観形成は、各景観区域の景観特性に応じた「大規模行為の景観形成基準」を設定して、建築物・工作物等の景観の規制・誘導を行っています。

そのなかで、色彩基準についても、各景観区域に応じて設定しています。

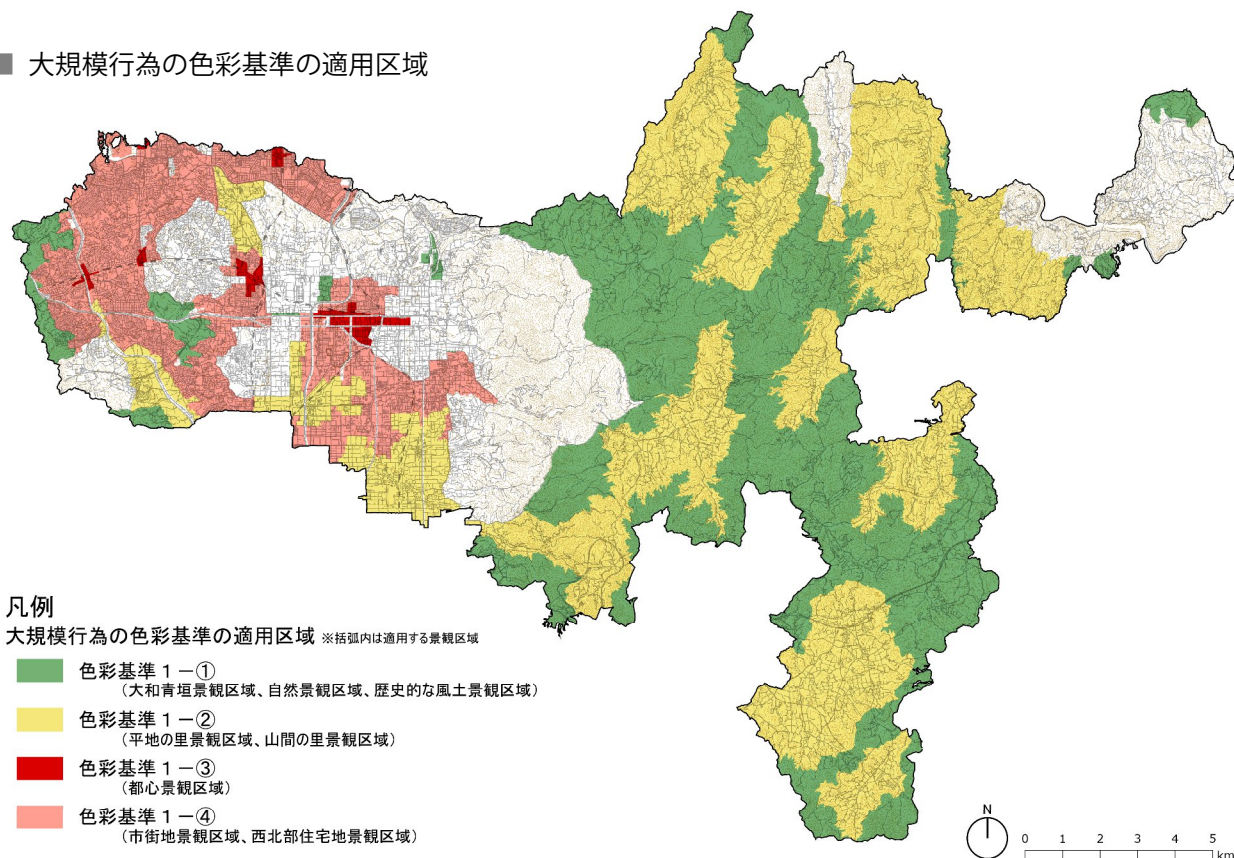
「大規模行為の景観形成基準」は、色彩基準1-①～1-④の4種類の基準を設定しており、4-1で示す各景観区域の色彩景観の現状と色彩景観づくりの考え方に応じて、下表に示すように、それぞれの景観区域にふさわしい色彩基準を充てる形で設定しています。

■ 奈良市における建築物・工作物の色彩基準

景観区域		色彩基準			
		1-①	1-②	1-③	1-④
自然景観地域	大和青垣景観区域	○			
	自然景観区域	○			
田園景観地域	平地の里景観区域		○		
	山間の里景観区域		○		
市街地景観地域	都心景観区域			○	
	市街地景観区域				○
	西北部住宅地景観区域				○
歴史景観地域※	歴史的な風土景観区域	○			

※歴史景観地域の歴史拠点景観区域は、いずれも「景観形成重点地区」又は「他法令指定区域」に属しています。

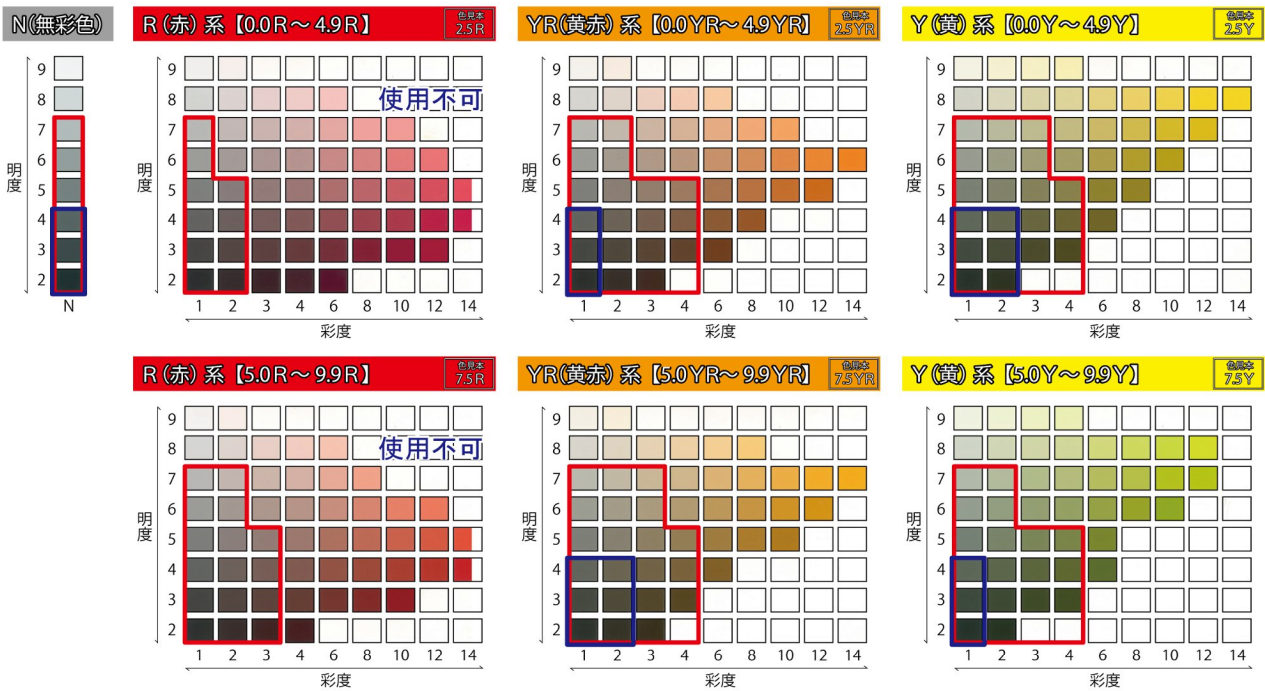
■ 大規模行為の色彩基準の適用区域



色彩基準 1 - ①

(大和青垣景観区域、自然景観区域、歴史的な風土景観区域)

色相	建築物の外壁等、工作物		建築物の屋根	
	明度	彩度	明度	彩度
0.0R 以上 5.0R 未満	7.0 超	×	×	×
	5.0 超 7.0 以下	1.0 以下		
	2.0 以上 5.0 以下	2.0 以下		
	2.0 未満	×		
5.0R 以上 10.0R 未満	7.0 超	×	×	×
	5.0 超 7.0 以下	2.0 以下		
	2.0 以上 5.0 以下	3.0 以下		
	2.0 未満	×		
0.0YR 以上 5.0YR 未満	7.0 超	×	4.0 超	×
	5.0 超 7.0 以下	2.0 以下	4.0 以下	1.0 以下
	2.0 以上 5.0 以下	4.0 以下		
	2.0 未満	×		
5.0YR 以上 10.0YR 未満	7.0 超	×	4.0 超	×
	5.0 超 7.0 以下	3.0 以下	4.0 以下	2.0 以下
	2.0 以上 5.0 以下	4.0 以下		
	2.0 未満	×		
0.0Y 以上 5.0Y 未満	7.0 超	×	4.0 超	×
	5.0 超 7.0 以下	3.0 以下	4.0 以下	2.0 以下
	2.0 以上 5.0 以下	4.0 以下		
	2.0 未満	×		
5.0Y 以上 10.0Y 未満	7.0 超	×	4.0 超	×
	5.0 超 7.0 以下	2.0 以下	4.0 以下	1.0 以下
	2.0 以上 5.0 以下	4.0 以下		
	2.0 未満	×		
その他色相	×	×	×	×
N (無彩色)	7.0 超	×	4.0 超	×
	2.0 以上 7.0 以下	○	4.0 以下	○
	2.0 未満	×		



※次の色相は使用不可

GY(黄緑)系 [0.0GY~9.9GY]

G(緑)系 [0.0G~9.9G]

BG(青緑)系 [0.0BG~9.9BG]

B(青)系 [0.0B~9.9B]

PB(青紫)系 [0.0PB~9.9PB]

P(紫)系 [0.0P~9.9P]

RP(赤紫)系 [0.0RP~9.9RP]

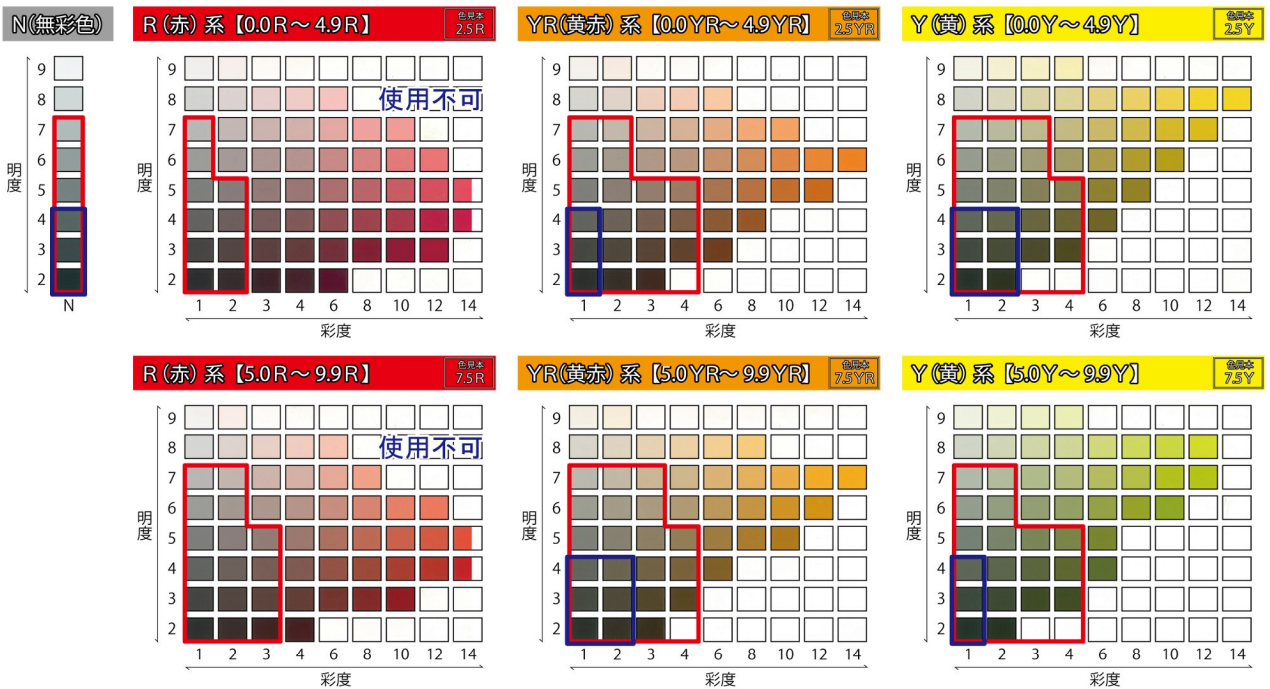
建築物の外壁/工作物

建築物の屋根

色彩基準 1 - ②

(平地の里景観区域、山間の里景観区域)

色相	建築物の外壁等、工作物		建築物の屋根	
	明度	彩度	明度	彩度
0.0R 以上 5.0R 未満	7.0 超	×	×	×
	5.0 超 7.0 以下	1.0 以下		
	5.0 以下	2.0 以下		
5.0R 以上 10.0R 未満	7.0 超	×	×	×
	5.0 超 7.0 以下	2.0 以下		
	5.0 以下	3.0 以下		
0.0YR 以上 5.0YR 未満	7.0 超	×	4.0 超	×
	5.0 超 7.0 以下	2.0 以下	4.0 以下	1.0 以下
	5.0 以下	4.0 以下		
5.0YR 以上 10.0YR 未満	7.0 超	×	4.0 超	×
	5.0 超 7.0 以下	3.0 以下	4.0 以下	2.0 以下
	5.0 以下	4.0 以下		
0.0Y 以上 5.0Y 未満	7.0 超	×	4.0 超	×
	5.0 超 7.0 以下	3.0 以下	4.0 以下	2.0 以下
	5.0 以下	4.0 以下		
5.0Y 以上 10.0Y 未満	7.0 超	×	4.0 超	×
	5.0 超 7.0 以下	2.0 以下	4.0 以下	1.0 以下
	5.0 以下	4.0 以下		
その他色相	×	×	×	×
N (無彩色)	7.0 超	×	4.0 超	×
	7.0 以下	○	4.0 以下	○



※次の色相は使用不可

- GY (黄緑)系 [0.0GY~9.9GY]
- G (緑)系 [0.0G~9.9G]
- BG (青緑)系 [0.0BG~9.9BG]

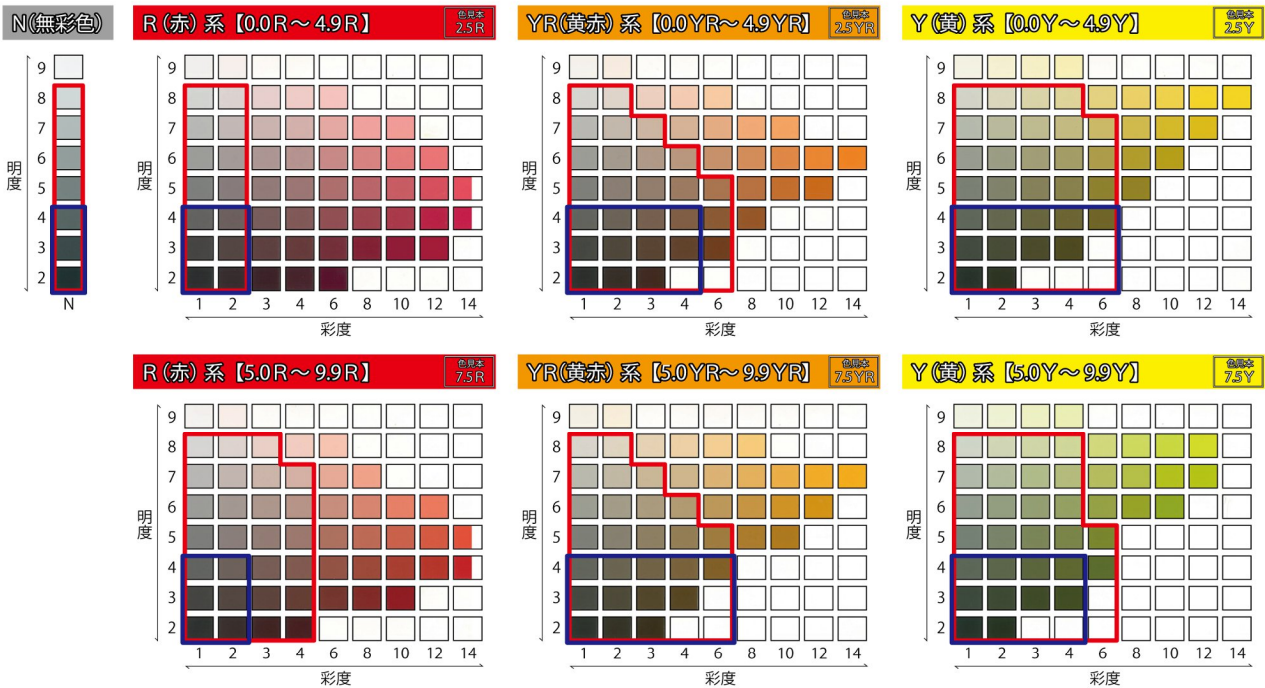
- B (青)系 [0.0B~9.9B]
- PB (青紫)系 [0.0PB~9.9PB]
- P (紫)系 [0.0P~9.9P]
- RP (赤紫)系 [0.0RP~9.9RP]

 建築物の外壁/工作物
 建築物の屋根

色彩基準 1 - ③

(都心景観区域)

色相	建築物の外壁等、工作物		建築物の屋根	
	明度	彩度	明度	彩度
0.0R 以上 5.0R 未満	8.0 超	×	4.0 超	×
	8.0 以下	2.0 以下	4.0 以下	2.0 以下
5.0R 以上 10.0R 未満	8.0 超	×	4.0 超	×
	7.0 超 8.0 以下	3.0 以下	4.0 以下	2.0 以下
0.0YR 以上 5.0YR 未満	8.0 超	×	4.0 超	×
	7.0 超 8.0 以下	2.0 以下		
	6.0 超 7.0 以下	3.0 以下		
	5.0 超 6.0 以下	4.0 以下		
	5.0 以下	6.0 以下		
5.0YR 以上 10.0YR 未満	8.0 超	×	4.0 超	×
	7.0 超 8.0 以下	2.0 以下		
	6.0 超 7.0 以下	3.0 以下		
	5.0 超 6.0 以下	4.0 以下		
	5.0 以下	6.0 以下		
0.0Y 以上 5.0Y 未満	8.0 超	×	4.0 超	×
	7.0 超 8.0 以下	4.0 以下	4.0 以下	6.0 以下
	7.0 以下	6.0 以下		
5.0Y 以上 10.0Y 未満	8.0 超	×	4.0 超	×
	5.0 超 8.0 以下	4.0 以下	4.0 以下	4.0 以下
	5.0 以下	6.0 以下		
その他色相	×	×	×	×
N (無彩色)	8.0 超	×	4.0 超	×
	8.0 以下	○	4.0 以下	○



※次の色相は使用不可

GY(黄緑)系 [0.0GY~9.9GY]

G(緑)系 [0.0G~9.9G]

BG(青緑)系 [0.0BG~9.9BG]

B(青)系 [0.0B~9.9B]

PB(青紫)系 [0.0PB~9.9PB]

P(紫)系 [0.0P~9.9P]

RP(赤紫)系 [0.0RP~9.9RP]

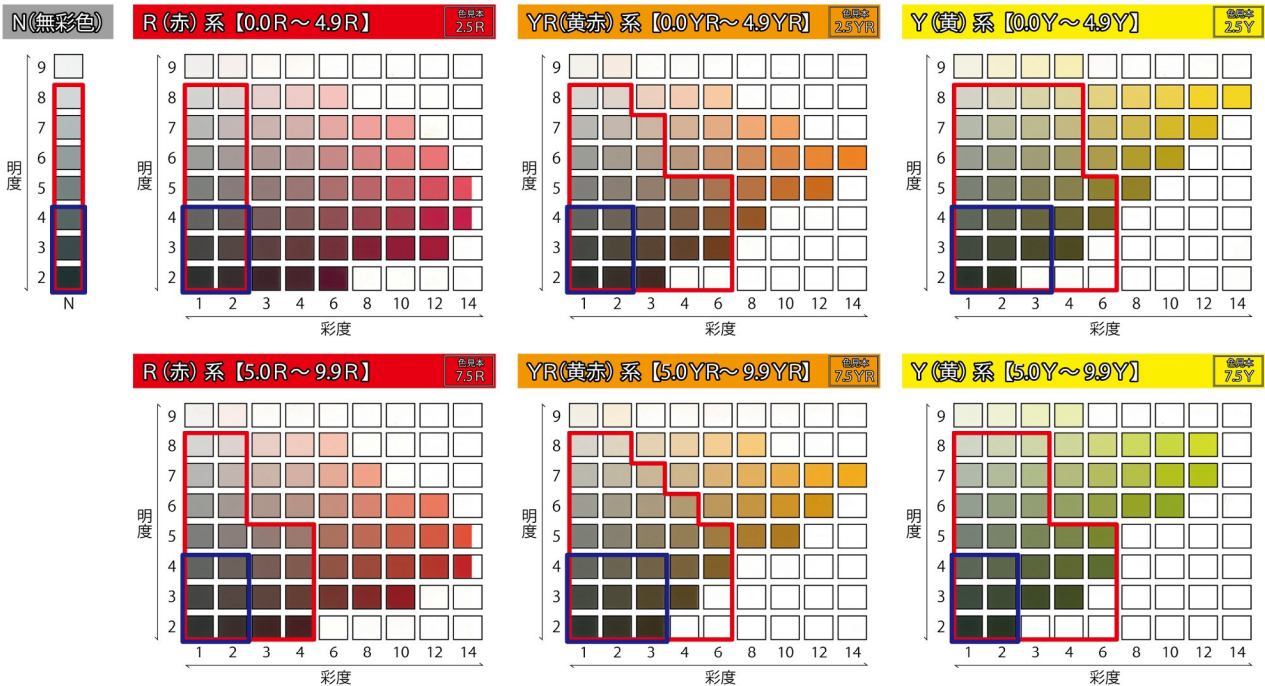
建築物の外壁/工作物

建築物の屋根

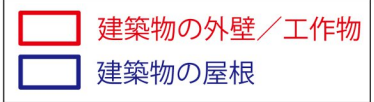
色彩基準 1-④

(市街地景観区域、西北部住宅地景観区域)

色相	建築物の外壁等、工作物		建築物の屋根	
	明度	彩度	明度	彩度
0.0R 以上 5.0R 未満	8.0 超	×	4.0 超	×
	8.0 以下	2.0 以下	4.0 以下	2.0 以下
5.0R 以上 10.0R 未満	8.0 超	×	4.0 超	×
	5.0 超 8.0 以下	2.0 以下	4.0 以下	2.0 以下
0.0YR 以上 5.0YR 未満	8.0 超	×	4.0 超	×
	7.0 超 8.0 以下	2.0 以下	4.0 以下	2.0 以下
	5.0 超 7.0 以下	3.0 以下		
5.0 以下	6.0 以下			
5.0YR 以上 10.0YR 未満	8.0 超	×	4.0 超	×
	7.0 超 8.0 以下	2.0 以下	4.0 以下	3.0 以下
	6.0 超 7.0 以下	3.0 以下		
	5.0 超 6.0 以下	4.0 以下		
5.0 以下	6.0 以下			
0.0Y 以上 5.0Y 未満	8.0 超	×	4.0 超	×
	5.0 超 8.0 以下	4.0 以下	4.0 以下	3.0 以下
	5.0 以下	6.0 以下		
5.0Y 以上 10.0Y 未満	8.0 超	×	4.0 超	×
	5.0 超 8.0 以下	3.0 以下	4.0 以下	2.0 以下
	5.0 以下	6.0 以下		
その他色相	×	×	×	×
N (無彩色)	8.0 超	×	4.0 超	×
	8.0 以下	○	4.0 以下	○



- ※次の色相は使用不可
- GY(黄緑)系【0.0GY~9.9GY】
 - B(青)系【0.0B~9.9B】
 - G(緑)系【0.0G~9.9G】
 - PB(青紫)系【0.0PB~9.9PB】
 - BG(青緑)系【0.0BG~9.9BG】
 - P(紫)系【0.0P~9.9P】
 - RP(赤紫)系【0.0RP~9.9RP】



共通基準（色彩基準 1-①～1-④）

低層部（1・2階）に限っては、無彩色についてはN9.0以下も使用できます。

- ・漆喰仕上げによる色彩との調和を図るため、1・2階については、高明度の無彩色も使用可としています。

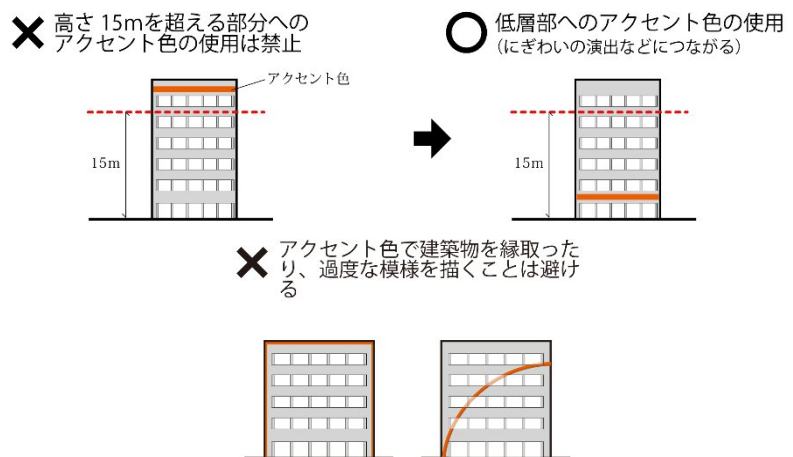
無塗装、透明塗装、浸透性塗装による古色塗りされた自然素材を使用する場合は、色彩基準 1-①～1-④に示す色彩の範囲にかかわらず使用することができます。

- ・「自然素材」とは、木材、漆喰、土、石材などをさします。
- ・「古色塗り」とは、柿渋や松煙などを用いて作られた塗料による仕上げです。日光や風雨にさらされて色褪せた色合いなど、歳月の積み重ねが醸し出す落ち着いた雰囲気を作り出すことができます。

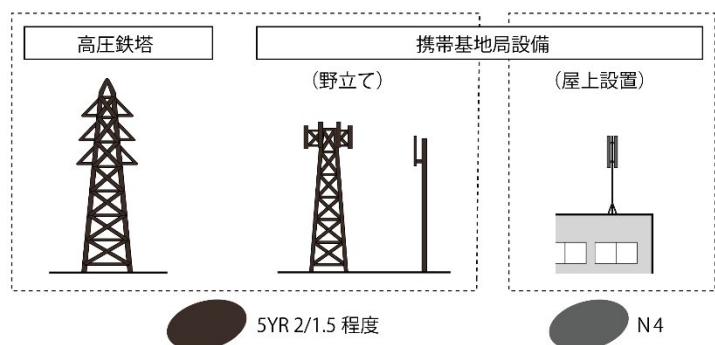
各面見付面積の 20 分の 1 未満については、アクセント色として、色彩基準 1-①～1-④に示す色彩の範囲にかかわらず使用することができます。（歴史的な風土景観区域を除く）

ただし、アクセント色の色数は 3 以下とし、高さ 15m を超える部分には用いないでください。

- ・建築物のデザイン性を高めたり、街のにぎわいを演出するために、アクセント色を用いることは効果的です。しかし、無秩序にたくさんの色彩が使われると、景観を阻害してしまうおそれがあります。このため、アクセント色を用いる場合は、各面見付面積の 20 分の 1 未満、色数 3 以下の基準を定めています。
- ・アクセント色を建築物の中高層部に用いると、町並みのなかでの突出するだけでなく、良好な眺望景観を損ねるおそれがあります。アクセント色は、高さ 15m を超える部分には用いないこととし、出来る限り低層部に用いて、街のにぎわいの演出に活かしてください。
- ・アクセント色は、面積や色数、高さの基準を守っていても、使い方によって、景観を阻害するおそれがあります。アクセント色を使用する場合は、周辺からの見え方や建築物全体の色彩の調和に十分に配慮してください。



※ 高圧鉄塔、携帯基地局設備の色彩については、別途、右のような色彩基準を設定しています。



多色の使用は避け、複数の色彩を使用する場合は、色相・明度・彩度の差を小さくし、色彩調和に配慮してください。

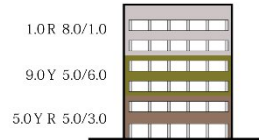
また、同一敷地内の建築物相互の色彩調和にも配慮してください。

・色彩基準の範囲内の色彩であっても、色相・明度・彩度が大きく異なる色彩を多数使用すると、景観を阻害するおそれがあります。従って、複数の色彩を使用する場合は、色相・明度・彩度の差をできる限り小さくおさえることにより、建築物全体の色彩調和を図ることが求められます。

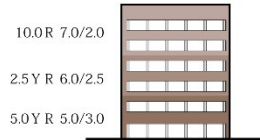
・2色以上の色彩を使用する場合は、いずれの色彩についても、色相は、同一・隣接・類似色相のいずれかとし、明度差・彩度差はともに2以下とするよう努めてください。

・同一敷地内の建築物相互の色彩についても、色相・明度・彩度差を小さくして、敷地全体の色彩調和を図るよう努めてください。

✕ 色彩基準に適合するが、色相・明度・彩度の差が大きい

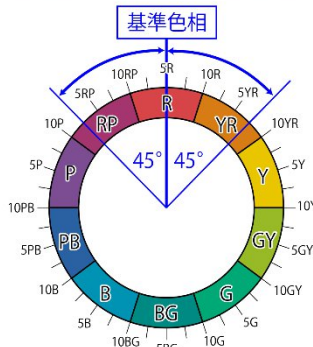


○ 色彩基準に適合し、かつ色相・明度・彩度差を小さくする



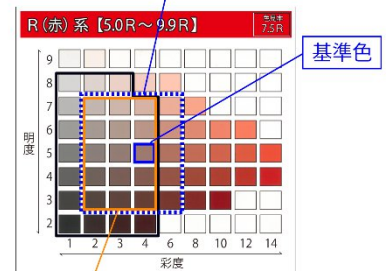
色相（同一・隣接・類似色相の考え方）

基準色相に対して色相中心線の角度が±45度の色相の使用を推奨する



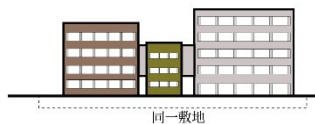
明度・彩度（明度差・彩度差2以下の考え方）

基準色に対する明度差2以下、彩度差2以下の範囲

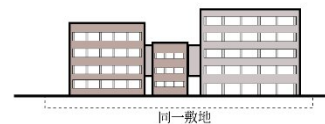


□ の範囲が色彩基準である場合、基準色と同一壁面への使用を推奨する色彩の範囲

✕ 建築物相互の色相・明度・彩度の差が大きい



○ 建築物相互の色相・明度・彩度差を小さくする

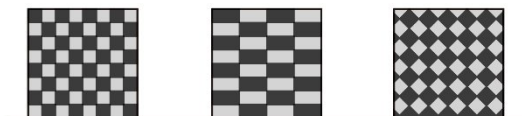


パターン柄などの過度な模様・配色は用いないでください。

・色彩基準に適合する場合であっても、建築物の壁面にパターン柄等による過度な模様・配植を用いると、周辺の景観から突出し、景観を阻害するおそれがあります。

格子模様や縞模様、図形・イラストなどによる模様は用いないこととします。ただし、模様の使用面積が小さい場合や、レンガやタイル等の素材色によって生じるパターンなどで、周辺の景観に及ぼす影響が小さい場合は、使用を認めることもあります。

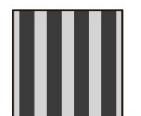
✕ 格子模様



✕ 横縞模様



✕ 縦縞模様



✕ 斜め縞模様



✕ 図形・イラストなどによる模様



(3) 景観形成重点地区の色彩基準

景観形成重点地区は、特に良好な景観の形成を図るために指定する地区であり、現在、17地区を指定しています。

一部の景観形成重点地区では、地区内を景観の特徴に応じて区域区分して「景観形成重点地区の景観形成基準」を設定しており、景観形成基準に応じて、色彩についても色彩基準2-①～2-④の4種類の基準を設定しています。

■ 景観形成重点地区における建築物・工作物の色彩基準

種別	景観形成重点地区		色彩基準			
	地区	区域区分	2-①	2-②	2-③	2-④
歴史的 景観形成 重点地区	ならまち地区	A地区	○			
		B地区		○		
		C地区		○		
	きたまち地区	B地区		○		
		C地区		○		
	西の京地区	—		○		
	薬師寺周辺地区	—		○		
柳生の里地区	—		○			
月ヶ瀬地区	—		○			
まちなか 景観形成 重点地区	JR奈良駅周辺地区	—				○
	近鉄奈良駅周辺地区	—				○
沿道 景観形成 重点地区	大宮通り沿道地区	歴史型		○		
		市街地型Ⅰ				○
		市街地型Ⅱ				○
	三条通り沿道地区	歴史型		○		
		市街地型Ⅰ				○
		市街地型Ⅱ				○
	県道木津横田線（北部区間）沿道地区	自然型			○	
	県道木津横田線（南部区間）沿道地区	自然型			○	
		市街地型Ⅱ				○
	一般国道169号沿道地区	自然型			○	
		市街地型Ⅱ				○
	(都)西九条佐保線沿道地区	市街地型Ⅰ				○
		市街地型Ⅱ				○
	(都)大森高畑線沿道地区	市街地型Ⅰ				○
	一般国道24号沿道地区	自然型			○	
市街地型Ⅱ					○	
主要地方道奈良生駒線沿道地区	自然型			○		
主要地方道枚方大和郡山線沿道地区	自然型			○		
	市街地型Ⅰ				○	

※上記の表は、基準単位で見ると次のように整理できます。

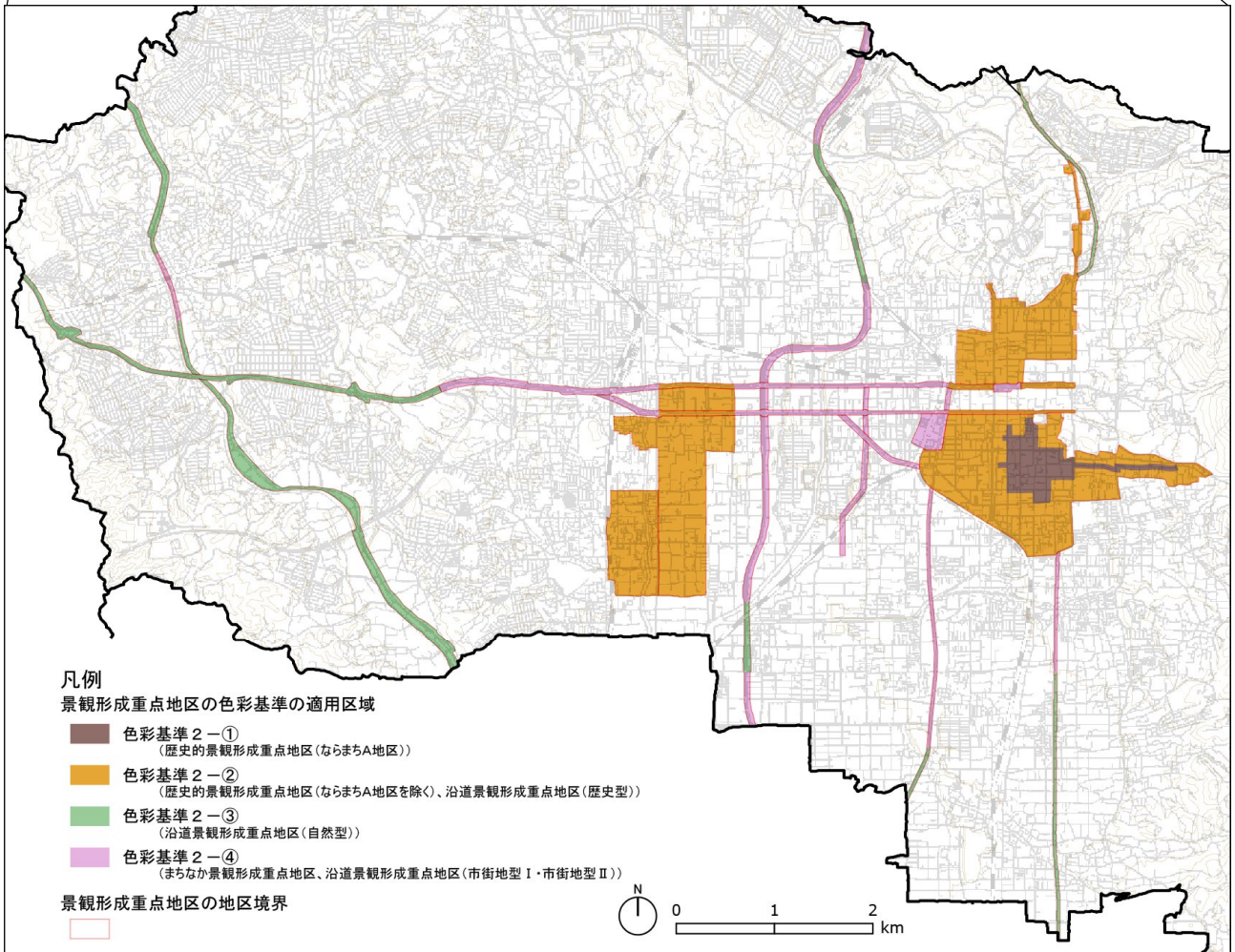
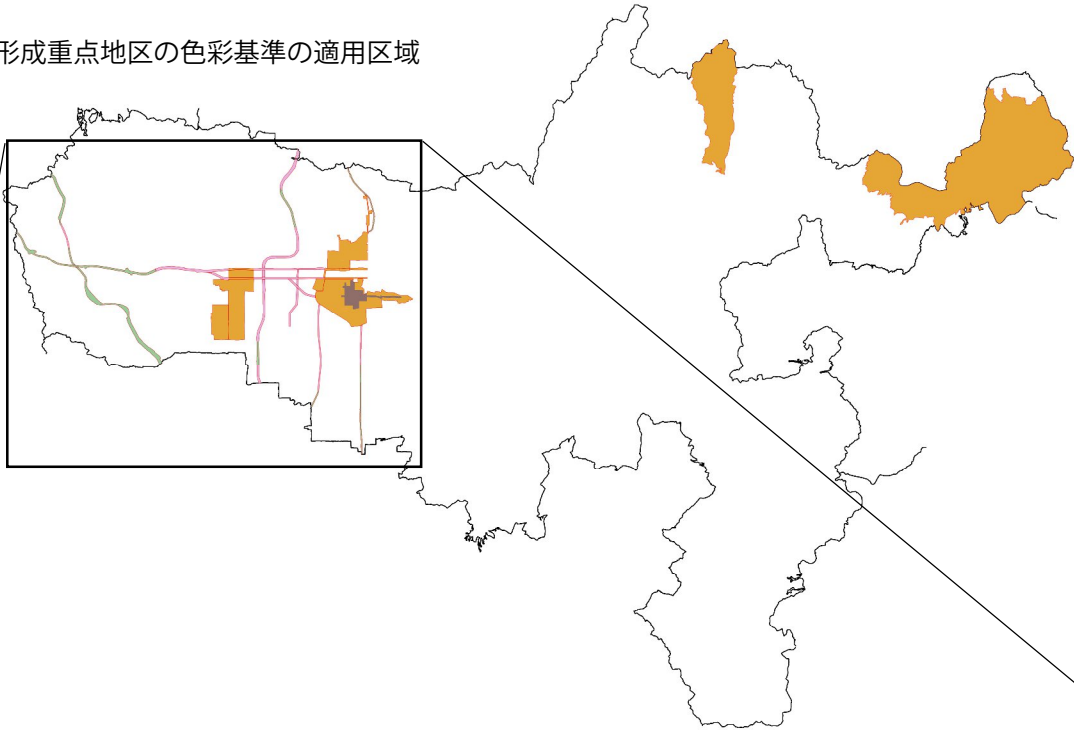
色彩基準2-①：歴史的景観形成重点地区（ならまちA地区）

色彩基準2-②：歴史的景観形成重点地区（ならまちA地区を除く）、沿道景観形成重点地区（歴史型）

色彩基準2-③：沿道景観形成重点地区（自然型）

色彩基準2-④：まちなか景観形成重点地区、沿道景観形成重点地区（市街地型Ⅰ・市街地型Ⅱ）

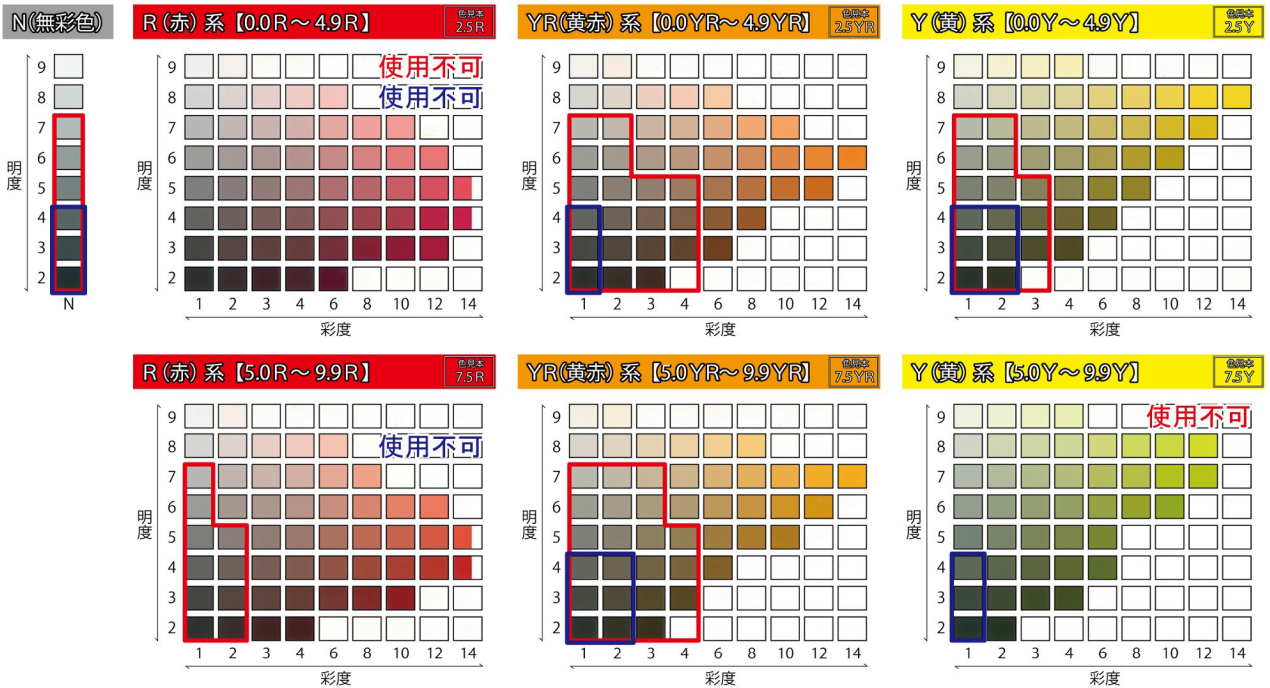
■ 景観形成重点地区の色彩基準の適用区域



色彩基準 2-①

(歴史的景観形成重点地区 (ならまちA地区))

色相	建築物の外壁等、工作物		建築物の屋根	
	明度	彩度	明度	彩度
0.0R 以上 5.0R 未満	×	×	×	×
5.0R 以上 10.0R 未満	7.0 超	×	×	×
	5.0 超 7.0 以下	1.0 以下		
	2.0 以上 5.0 以下	2.0 以下		
0.0YR 以上 5.0YR 未満	2.0 未満	×	4.0 超	×
	7.0 超	×		
	5.0 超 7.0 以下	2.0 以下		
5.0YR 以上 10.0YR 未満	2.0 以上 5.0 以下	4.0 以下	4.0 以下	1.0 以下
	2.0 未満	×		
	7.0 超	×		
0.0Y 以上 5.0Y 未満	5.0 超 7.0 以下	3.0 以下	4.0 超	×
	2.0 以上 5.0 以下	4.0 以下		
	2.0 未満	×		
5.0Y 以上 10.0Y 未満	7.0 超	×	4.0 超	×
	5.0 超 7.0 以下	3.0 以下		
	2.0 以上 5.0 以下	4.0 以下		
その他色相	2.0 未満	×	4.0 超	×
	7.0 超	×		
	2.0 以上 7.0 以下	×		
N (無彩色)	2.0 未満	×	4.0 以下	○
	2.0 以上 7.0 以下	○		
	7.0 超	×		



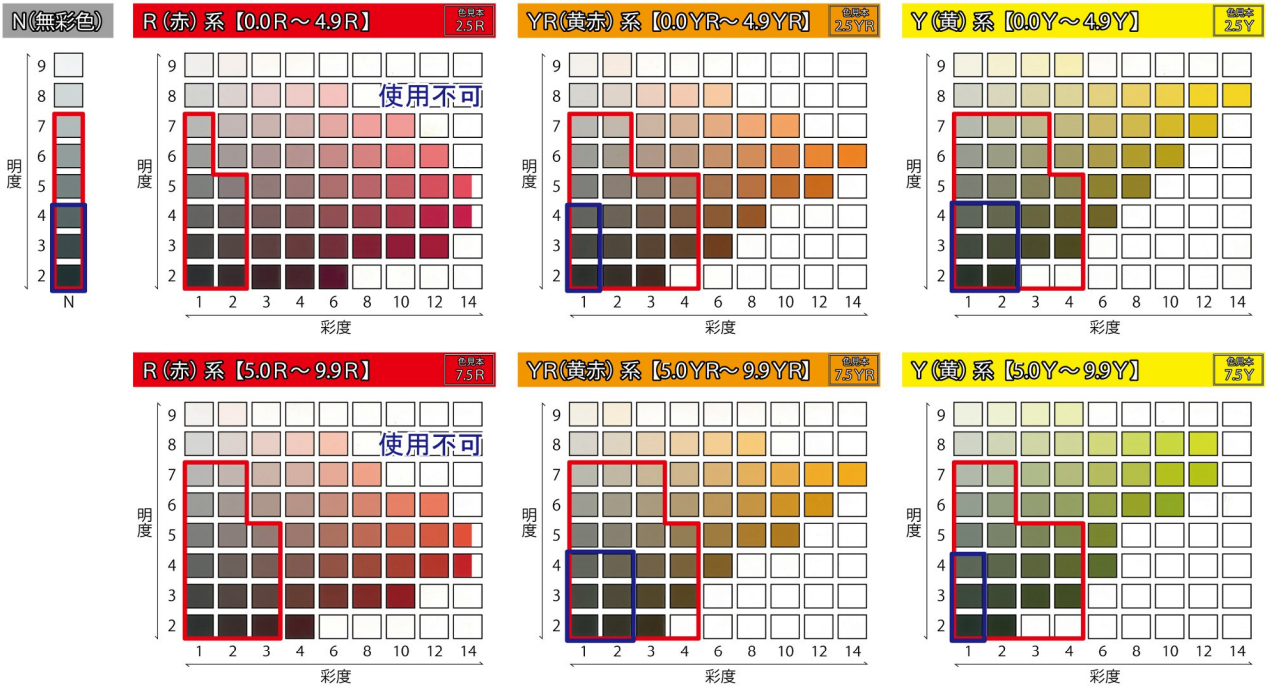
※次の色相は使用不可

- GY(黄緑)系【0.0GY~9.9GY】
- G(緑)系【0.0G~9.9G】
- BG(青緑)系【0.0BG~9.9BG】
- B(青)系【0.0B~9.9B】
- PB(青紫)系【0.0PB~9.9PB】
- P(紫)系【0.0P~9.9P】
- RP(赤紫)系【0.0RP~9.9RP】

- 建築物の外壁/工作物
- 建築物の屋根

色彩基準 2 一② (歴史的景観形成重点地区 (ならまちA地区を除く)、沿道景観形成重点地区 (歴史型))

色相	建築物の外壁等、工作物		建築物の屋根	
	明度	彩度	明度	彩度
0.0R 以上 5.0R 未満	7.0 超	×	×	×
	5.0 超 7.0 以下	1.0 以下		
	2.0 以上 5.0 以下	2.0 以下		
	2.0 未満	×		
5.0R 以上 10.0R 未満	7.0 超	×	×	×
	5.0 超 7.0 以下	2.0 以下		
	2.0 以上 5.0 以下	3.0 以下		
	2.0 未満	×		
0.0YR 以上 5.0YR 未満	7.0 超	×	4.0 超	×
	5.0 超 7.0 以下	2.0 以下	4.0 以下	1.0 以下
	2.0 以上 5.0 以下	4.0 以下		
	2.0 未満	×		
7.0 超	×			
5.0YR 以上 10.0YR 未満	7.0 超	×	4.0 超	×
	5.0 超 7.0 以下	3.0 以下	4.0 以下	2.0 以下
	2.0 以上 5.0 以下	4.0 以下		
	2.0 未満	×		
7.0 超	×			
0.0Y 以上 5.0Y 未満	7.0 超	×	4.0 超	×
	5.0 超 7.0 以下	3.0 以下	4.0 以下	2.0 以下
	2.0 以上 5.0 以下	4.0 以下		
	2.0 未満	×		
7.0 超	×			
5.0Y 以上 10.0Y 未満	7.0 超	×	4.0 超	×
	5.0 超 7.0 以下	2.0 以下	4.0 以下	1.0 以下
	2.0 以上 5.0 以下	4.0 以下		
	2.0 未満	×		
7.0 超	×			
その他色相	×	×	×	×
N (無彩色)	7.0 超	×	4.0 超	×
	2.0 以上 7.0 以下	○	4.0 以下	○
	2.0 未満	×		



※次の色相は使用不可

- GY(黄緑)系 [0.0GY~9.9GY]
- G(緑)系 [0.0G~9.9G]
- BG(青緑)系 [0.0BG~9.9BG]

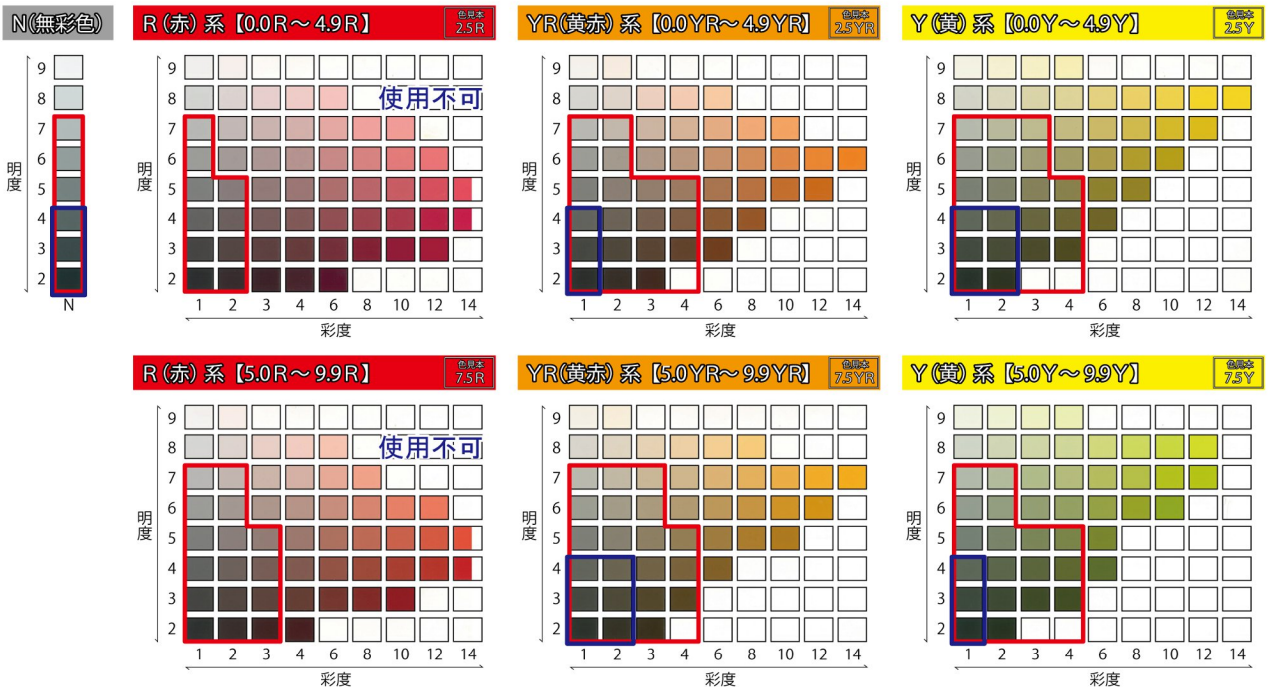
- B(青)系 [0.0B~9.9B]
- PB(青紫)系 [0.0PB~9.9PB]
- P(紫)系 [0.0P~9.9P]
- RP(赤紫)系 [0.0RP~9.9RP]

- 建築物の外壁/工作物
- 建築物の屋根

色彩基準 2 - ③

(沿道景観形成重点地区 (自然型))

色相	建築物の外壁等、工作物		建築物の屋根	
	明度	彩度	明度	彩度
0.0R 以上 5.0R 未満	7.0 超	×	×	×
	5.0 超 7.0 以下	1.0 以下		
	5.0 以下	2.0 以下		
5.0R 以上 10.0R 未満	7.0 超	×	×	×
	5.0 超 7.0 以下	2.0 以下		
	5.0 以下	3.0 以下		
0.0YR 以上 5.0YR 未満	7.0 超	×	4.0 超	×
	5.0 超 7.0 以下	2.0 以下	4.0 以下	1.0 以下
	5.0 以下	4.0 以下		
5.0YR 以上 10.0YR 未満	7.0 超	×	4.0 超	×
	5.0 超 7.0 以下	3.0 以下	4.0 以下	2.0 以下
	5.0 以下	4.0 以下		
0.0Y 以上 5.0Y 未満	7.0 超	×	4.0 超	×
	5.0 超 7.0 以下	3.0 以下	4.0 以下	2.0 以下
	5.0 以下	4.0 以下		
5.0Y 以上 10.0Y 未満	7.0 超	×	4.0 超	×
	5.0 超 7.0 以下	2.0 以下	4.0 以下	1.0 以下
	5.0 以下	4.0 以下		
その他色相	×	×	×	×
N (無彩色)	7.0 超	×	4.0 超	×
	7.0 以下	○	4.0 以下	○



※次の色相は使用不可

GY(黄緑)系 [0.0GY~9.9GY]

G(緑)系 [0.0G~9.9G]

BG(青緑)系 [0.0BG~9.9BG]

B(青)系 [0.0B~9.9B]

PB(青紫)系 [0.0PB~9.9PB]

P(紫)系 [0.0P~9.9P]

RP(赤紫)系 [0.0RP~9.9RP]

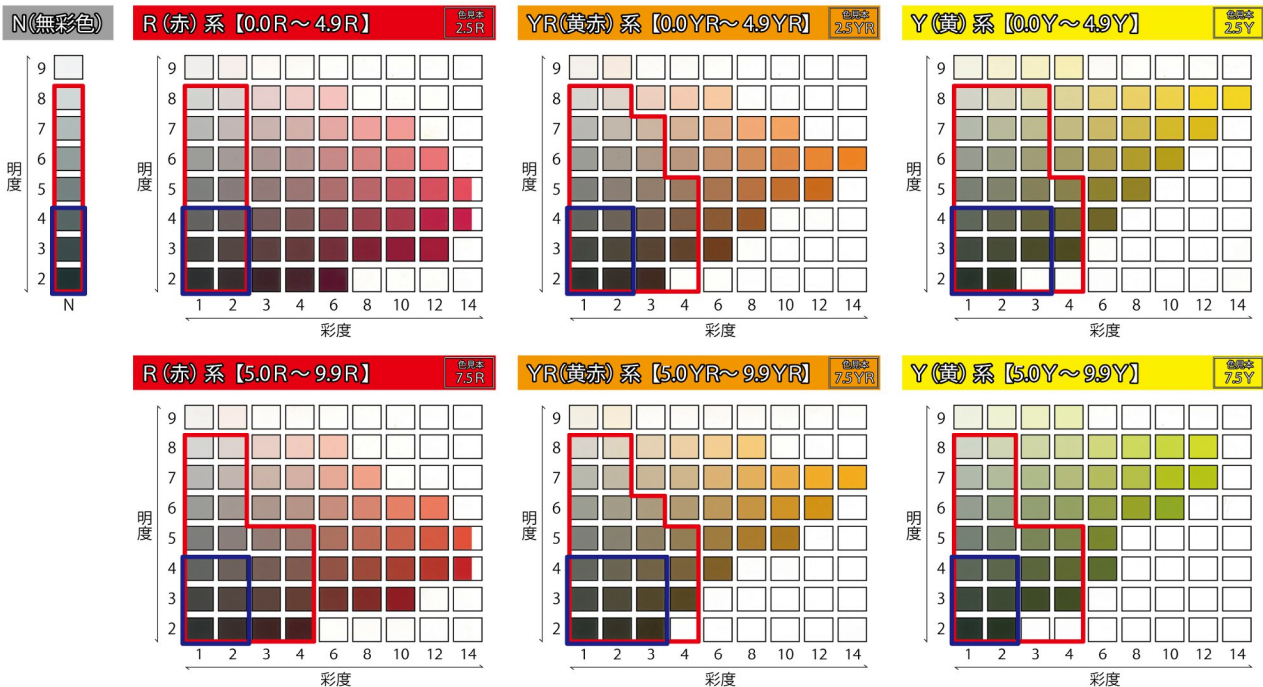
建築物の外壁/工作物

建築物の屋根

色彩基準 2 - ④

(まちなか景観形成重点地区、沿道景観形成重点地区 (市街地型Ⅰ・市街地型Ⅱ))

色相	建築物の外壁等、工作物		建築物の屋根	
	明度	彩度	明度	彩度
0.0R 以上 5.0R 未満	8.0 超	×	4.0 超	×
	8.0 以下	2.0 以下	4.0 以下	2.0 以下
5.0R 以上 10.0R 未満	8.0 超	×	4.0 超	×
	5.0 超 8.0 以下	2.0 以下	4.0 以下	2.0 以下
0.0YR 以上 5.0YR 未満	8.0 超	×	4.0 超	×
	7.0 超 8.0 以下	2.0 以下	4.0 以下	2.0 以下
	5.0 超 7.0 以下	3.0 以下		
5.0 以下	4.0 以下			
5.0YR 以上 10.0YR 未満	8.0 超	×	4.0 超	×
	6.0 超 8.0 以下	2.0 以下	4.0 以下	3.0 以下
	5.0 超 6.0 以下	3.0 以下		
5.0 以下	4.0 以下			
0.0Y 以上 5.0Y 未満	8.0 超	×	4.0 超	×
	5.0 超 8.0 以下	3.0 以下	4.0 以下	3.0 以下
	5.0 以下	4.0 以下		
5.0Y 以上 10.0Y 未満	8.0 超	×	4.0 超	×
	5.0 超 8.0 以下	2.0 以下	4.0 以下	2.0 以下
	5.0 以下	4.0 以下		
その他色相	×	×	×	×
N (無彩色)	8.0 超	×	4.0 超	×
	8.0 以下	○	4.0 以下	○



※次の色相は使用不可

GY(黄緑)系 [0.0GY~9.9GY]

G(緑)系 [0.0G~9.9G]

BG(青緑)系 [0.0BG~9.9BG]

B(青)系 [0.0B~9.9B]

PB(青紫)系 [0.0PB~9.9PB]

P(紫)系 [0.0P~9.9P]

RP(赤紫)系 [0.0RP~9.9RP]

建築物の外壁/工作物

建築物の屋根

共通基準（色彩基準 2-①～2-④）

低層部（1・2階）に限っては、無彩色についてはN9.0以下も使用できます。

- ・漆喰仕上げによる色彩との調和を図るため、1・2階については、高明度の無彩色も使用可としています。

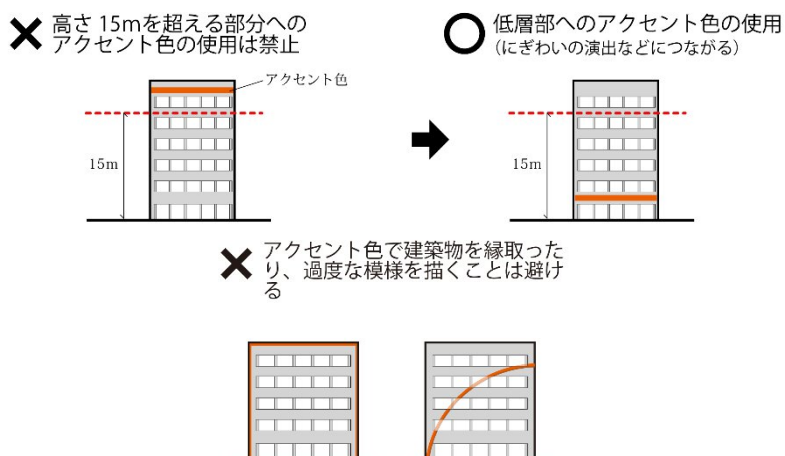
無塗装、透明塗装、浸透性塗装による古色塗りされた自然素材を使用する場合は、色彩基準 2-①～2-④に示す色彩の範囲にかかわらず使用することができます。

- ・「自然素材」とは、木材、漆喰、土、石材などをさします。
 なお、ならまち歴史的景観形成重点地区のA地区については、
 「屋根は、和形瓦・本葺き形瓦・わら・檜皮・銅板・木板その他これらに類似する外観を有する材料」
 「外壁は、表面が土・漆喰・木板その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられたもの」
 を基準として設定しています。
- ・「古色塗り」とは、柿渋や松煙などを用いて作られた塗料による仕上げです。日光や風雨にさらされて色褪せた色合いなど、歳月の積み重ねが醸し出す落ち着いた雰囲気を作り出すことができます。

ならまち歴史的景観形成重点地区のC地区、まちなか景観形成重点地区、沿道景観形成重点地区の市街地型Ⅰ及び市街地型Ⅱの区域においては、各面見付面積の20分の1未満については、アクセント色として、色彩基準 2-①～2-④に示す色彩の範囲にかかわらず使用することができます。

ただし、アクセント色の色数は3以下とし、高さ15mを超える部分には用いないください。

- ・建築物のデザイン性を高めたり、街のにぎわいを演出するために、アクセント色を用いることは効果的です。しかし、無秩序にたくさんの色彩が使われると、景観を阻害してしまうおそれがあります。このため、アクセント色を用いる場合は、各面見付面積の20分の1未満、色数3以下の基準を定めています。
- ・アクセント色を建築物の中高層部に用いると、町並みのなかでの突出するだけでなく、良好な眺望景観を損ねるおそれがあります。アクセント色は、高さ15mを超える部分には用いないこととし、出来る限り低層部に用いて、街のにぎわいの演出に活かしてください。
- ・アクセント色は、面積や色数、高さの基準を守っていても、使い方によって、景観を阻害するおそれがあります。アクセント色を使用する場合は、周辺からの見え方や建築物全体の色彩の調和に十分に配慮してください。



多色の使用は避け、複数の色彩を使用する場合は、色相・明度・彩度の差を小さくし、色彩調和に配慮してください。

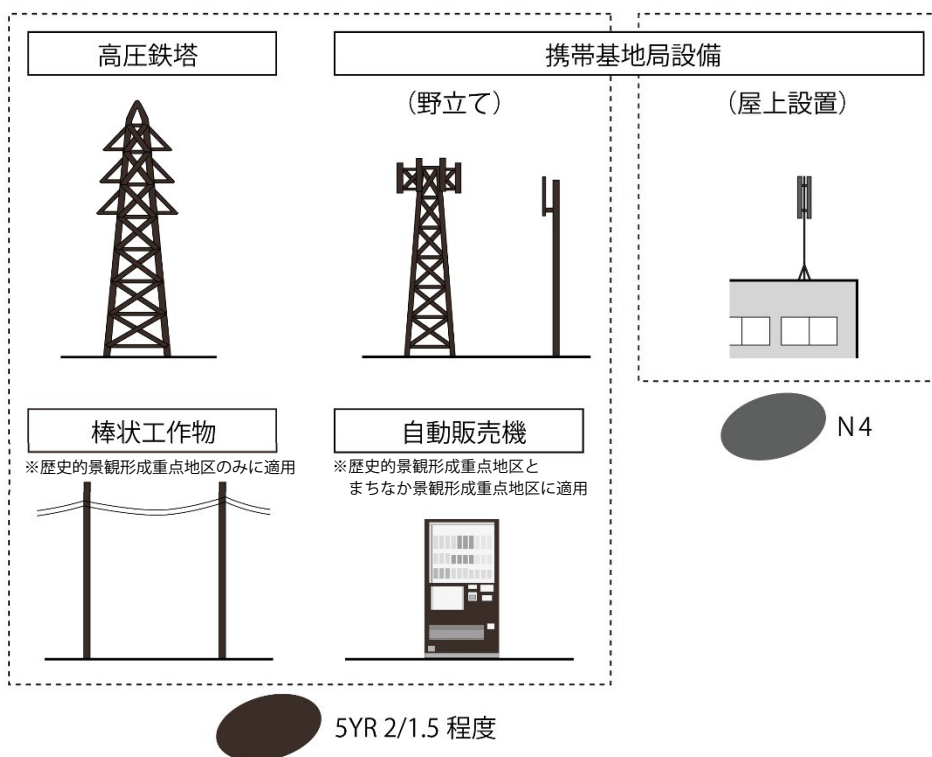
また、同一敷地内の建築物相互の色彩調和にも配慮してください。

→22 ページ参照

パターン柄などの過度な模様・配色は用いないでください。

→22 ページ参照

※ 景観形成重点地区においては、高圧鉄塔、携帯基地局設備、棒状工作物、自動販売機の色彩については、別途、次のような色彩基準を設定しています。なお、棒状工作物の色彩基準については歴史的景観形成重点地区のみ、自動販売機の色彩については、歴史的景観形成重点地区とまちなか景観形成重点地区に適用しています。



第5章 屋外広告物等の色彩基準の解説

(1) 屋外広告物等の色彩基準の構成

「奈良市屋外広告物等に関する条例」では、奈良市内を禁止地域（4種類）と許可地域（4種類）に区分し、それぞれの地域の特徴にあわせて、屋外広告物等（屋外広告物・掲出物件・特定屋内広告物をさす。）の許可基準等を設定して規制・誘導を行っています。

この許可基準等のなかで、基準A～Dの4つの色彩基準を設定しており、下表に示すように、それぞれの地域にふさわしい色彩基準を充てる形で設定しています。

なお、景観保全型広告整備地区については、各地区の基準も遵守する必要があります。

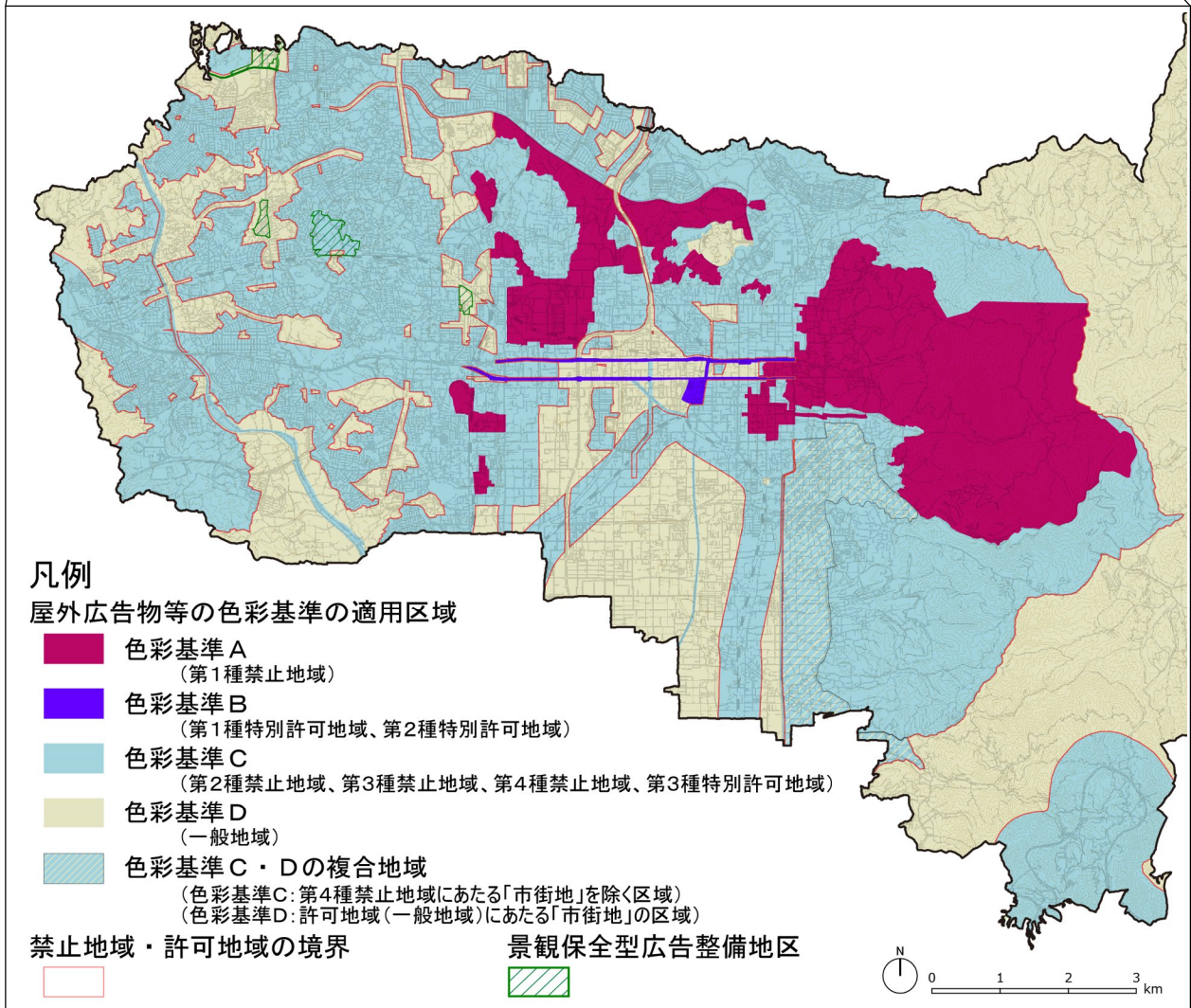
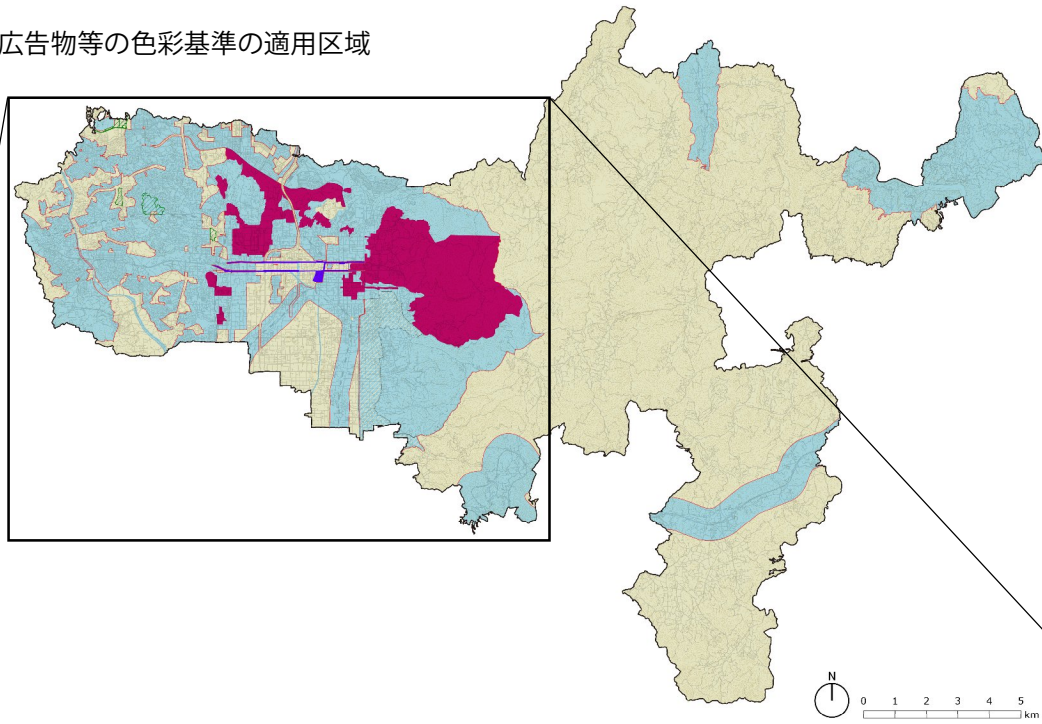
■ 奈良市における屋外広告物等の色彩基準

地域区分			色彩基準			
			A	B	C	D
禁止地域	第1種禁止地域	・歴史的風土特別保存地区※1 ・ならまち歴史的景観形成重点地区のA地区	○			
	第2種禁止地域	・歴史的風土保存区域（市長指定区域（奈良ドリームランド跡地）を除く）※1 ・風致地区（市長指定区域（奈良ドリームランド跡地、近鉄菖蒲池駅周辺の商業地域）を除く）※1 ・ならまち歴史的景観形成重点地区のB地区 ・きたまち歴史的景観形成重点地区のB地区			○	
	第3種禁止地域	・国指定文化財及び周辺地域（商業地域・近隣商業地域を除く）、県指定文化財、市指定文化財 ・第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域※1 ・西の京歴史的景観形成重点地区 ・柳生の里歴史的景観形成重点地区 ・月ヶ瀬歴史的景観形成重点地区 ・歴史的環境調整区域※1 ・都市公園、県立公園※1			○	
	第4種禁止地域	・ならまち歴史的景観形成重点地区のC地区 ・きたまち歴史的景観形成重点地区のC地区 ・官公署、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、公衆便所の建物とその敷地 ・展望禁止区域（駅構内、商業・近商を除く。国道169号東側の区域は市街地を除く）※1			○	
許可地域	第1種特別許可地域	・JR奈良駅周辺まちなか景観形成重点地区 ・近鉄奈良駅周辺まちなか景観形成重点地区 ・大宮通り沿道景観形成重点地区（歴史型区域） ・三条通り沿道景観形成重点地区（歴史型区域）		○		
	第2種特別許可地域	・大宮通り沿道景観形成重点地区（市街地型Ⅰ・Ⅱ区域）※2 ・三条通り沿道景観形成重点地区（市街地型Ⅰ・Ⅱ区域）		○		
	第3種特別許可地域	・県道木津横田線（北部区間）沿道景観形成重点地区 ・県道木津横田線（南部区間）沿道景観形成重点地区 ・一般国道169号沿道景観形成重点地区 ・（都）西九条佐保線沿道景観形成重点地区 ・（都）大森高畑線沿道景観形成重点地区 ・主要地方道枚方大和郡山線沿道景観形成重点地区			○	
	一般地域	・上記を除く区域				○
景観保全型広告整備地区		・学研奈良登美ヶ丘駅周辺地区 ・あやめ池遊園地跡地地区 ・近鉄西大寺駅南地区 ・鶴舞西町地区 ・学研奈良登美ヶ丘駅西地区 ・押熊真弓線登美ヶ丘地区道路	上記の禁止地域・許可地域の種別に応じた基準 + 各地区の基準			

※1：まちなか景観形成重点地区及び沿道景観形成重点地区（大宮通り景観形成重点地区のうち尼ヶ橋西詰交差点以西、主要地方道奈良生駒線沿道景観形成重点地区、県道木津横田線（南部区間）沿道景観形成重点地区を除く。）の区域を除く。

※2：尼ヶ橋西詰交差点以西を除く。

■ 屋外広告物等の色彩基準の適用区域



(2) 屋外広告物等の色彩基準

適用範囲

屋外広告物等の色彩基準（マンセル値による使用可能な色彩の範囲に関する基準）は、原則として、すべての屋外広告物等に適用します。

許可申請等を要しない屋外広告物等についても、それぞれの地域の色彩基準に適合するよう努めてください。

ただし、次の屋外広告物等については、適用しません。

- ・はり紙、はり札、立看板
- ・短期間に限って掲出するポスター等の特定屋内広告物
- ・木、石、布等の自然素材を使用する場合
- ・個別に使用可能な色彩の範囲等を指定する場合※

※ 個別に使用可能な色彩の範囲等を指定する場合には、次のものがあります。

- 景観配慮型屋外広告物
 - ・地色：5.0YR 2.0/4.0 程度
 - ・地色以外：色彩基準Cの文字色等の基準
 - ・広告板の支柱・枠・板面の裏等：5.0YR 2.0/1.5 程度
- 地域貢献型屋外広告物（バスロケーションシステム型広告物）
 - ・街並み景観を阻害しない色彩であること
- 地域貢献型屋外広告物（公共施設・観光スポット案内型電柱広告物、避難所指示型電柱広告物）
 - ・全面地色（地色のうち基調となる色彩）：10.0YR 8.0/2.0
 - 風致地区及び歴史的景観形成地区以外の区域に表示する避難所指示型電柱広告物は N9.0 も使用できる。
 - ・文字色等：5.0YR 2.0/4.0 又は 5.0PB 2.0/8.0
 - 矢印：6.1 R 3.3/7.8
 - その他の誘導表示等は N3.0、QRコードは N1.0 及び N9.0 も使用できる。
- 電柱広告物（突き出し広告、巻き付け広告）（許可地域のみ）
 - ・全面地色：N9.0 又は 10.0YR 8.0/2.0
- 公共用ベンチ広告板（許可地域のみ）
 - ・全面地色：N9.0 又は 10.0YR 8.0/2.0
- 歴史的景観形成重点地区における広告塔・広告板
 - ・広告塔・広告板の支柱、枠、板面の裏等：5.0YR 2.0/1.5 程度

景観配慮型屋外広告物



地域貢献型屋外広告物
(公共施設・観光スポット案内型電柱広告物)



色彩基準

色彩基準A～Dは、それぞれ次のように設定しています。

なお、「文字色等」は、文字、イラスト、ロゴマークなどの色彩とし、これらの背景色は「地色」として扱います。

	色相	基準A		基準B		基準C		基準D	
		第1種禁止地域		第1種特別許可地域 第2種特別許可地域		第2種禁止地域 第3種禁止地域 第4種禁止地域 第3種特別許可地域		一般地域	
		文字色等	地色	文字色等	地色	文字色等	地色	文字色等	地色
明度	無彩色N	制限なし	※1	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
	有彩色	制限なし	※1	制限なし	7.0以下	制限なし	7.0以下	制限なし	制限なし
彩度	R,YR	10.0以下	※1	12.0以下	6.0以下	12.0以下	8.0以下	12.0以下	10.0以下
	Y	8.0以下	※1	8.0以下	4.0以下	8.0以下	6.0以下	10.0以下	8.0以下
	GY,G	6.0以下	使用禁止	8.0以下	2.0以下	8.0以下	4.0以下	8.0以下	8.0以下
	BG	6.0以下	使用禁止	8.0以下	2.0以下	8.0以下	4.0以下	8.0以下	7.0以下
	B,PB,P	6.0以下	使用禁止	8.0以下	2.0以下	8.0以下	4.0以下	8.0以下	8.0以下
	RP	8.0以下	使用禁止	10.0以下	2.0以下	10.0以下	6.0以下	10.0以下	8.0以下
高彩度色 ※2	割合	使用禁止		20%以下		20%以下		30%以下	
	色数	使用禁止		2色以下		2色以下		2色以下	

※1：ならまち歴史的景観形成重点地区（A地区）の建築物外壁の色彩基準に同じ。

色相	明度	彩度	色相	明度	彩度	色相	明度	彩度	
R	0.0R以上 5.0R未満	使用禁止	使用禁止	YR	7.0超	使用禁止	Y	7.0超	使用禁止
	5.0R以上 10.0R未満	7.0超	使用禁止		7.0以下 5.0超	2.0以下		7.0以下 5.0超	2.0以下
		7.0以下 5.0超	1.0以下		5.0以下 2.0以上	4.0以下		5.0以下 2.0以上	3.0以下
		5.0以下 2.0以上 2.0未満	2.0以下		2.0未満	使用禁止		2.0未満	使用禁止
5.0YR以上 10.0YR未満	7.0超	使用禁止	7.0超		使用禁止	5.0YR以上 10.0YR未満	7.0超	使用禁止	使用禁止
	7.0以下 5.0超	3.0以下	7.0以下 5.0超		3.0以下	7.0以下 5.0超	3.0以下	N（無彩色）	7.0以下 2.0以上
	5.0以下 2.0以上 2.0未満	4.0以下	5.0以下 2.0以上 2.0未満	使用禁止	5.0以下 2.0以上 2.0未満	使用禁止			

※2：高彩度色は、次の範囲の色彩とします。

	色相	文字色等	地色
明度	無彩色N	制限なし	制限なし
	有彩色	制限なし	制限なし
彩度	R,YR	14.0以下	12.0以下
	Y	12.0以下	10.0以下
	GY,G	10.0以下	10.0以下
	BG	10.0以下	9.0以下
	B,PB,P	10.0以下	10.0以下
	RP	12.0以下	10.0以下

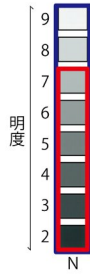
色彩基準 A

第 1 種禁止地域

地色

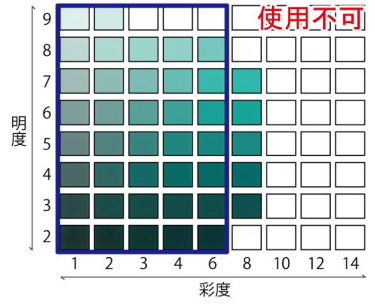
文字色等

N(無彩色)



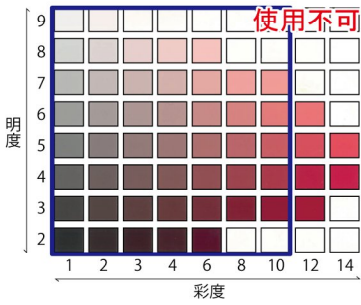
BG(青緑)系 [0.0BG~9.9BG]

色相本
5.0BG



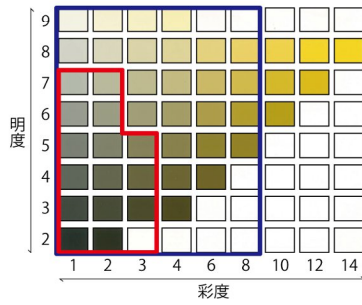
R(赤)系 [0.0R~4.9R]

色相本
2.5R



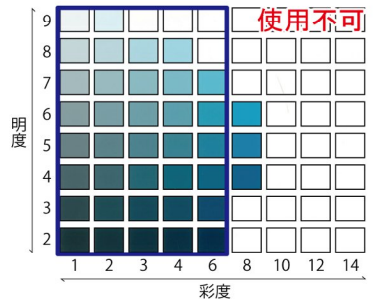
Y(黄)系 [0.0Y~4.9Y]

色相本
2.5Y



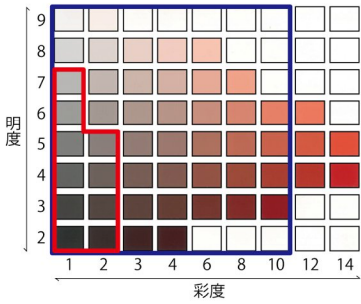
B(青)系 [0.0B~9.9B]

色相本
5.0B



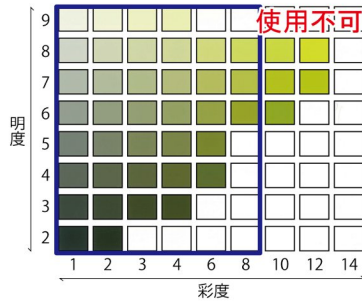
R(赤)系 [5.0R~9.9R]

色相本
7.5R



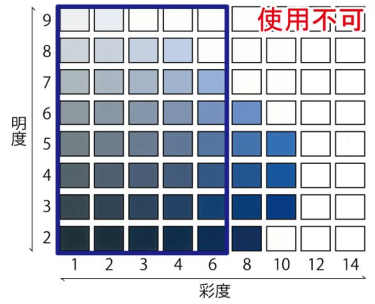
Y(黄)系 [5.0Y~9.9Y]

色相本
7.5Y



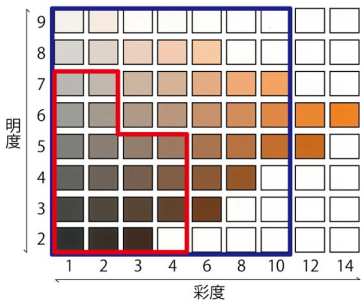
PB(青紫)系 [0.0PB~9.9PB]

色相本
5.0PB



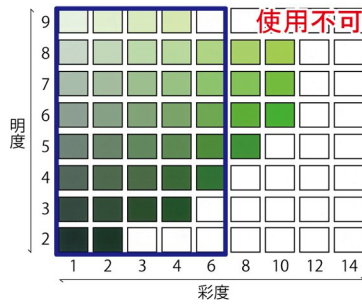
YR(黄赤)系 [0.0YR~4.9YR]

色相本
2.5YR



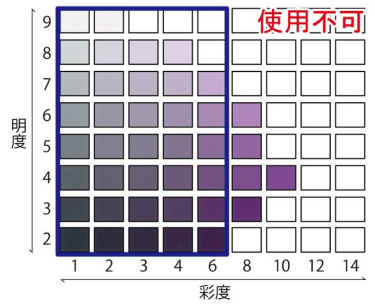
GY(黄緑)系 [0.0GY~9.9GY]

色相本
5.0GY



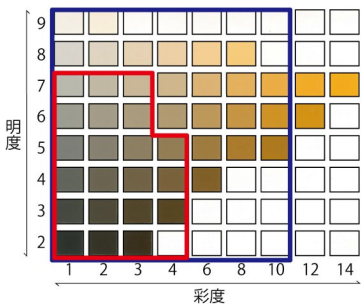
P(紫)系 [0.0P~9.9P]

色相本
5.0P



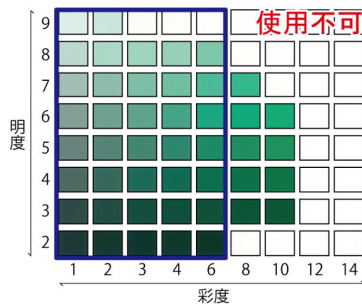
YR(黄赤)系 [5.0YR~9.9YR]

色相本
7.5YR



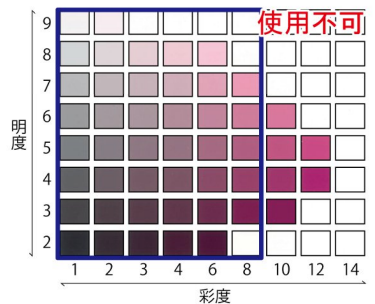
G(緑)系 [0.0G~9.9G]

色相本
5.0G



RP(赤紫)系 [0.0RP~9.9RP]

色相本
5.0RP



色彩基準 B

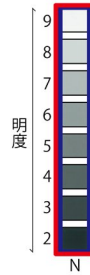
第 1 種特別許可地域
第 2 種特別許可地域

地色

文字色等

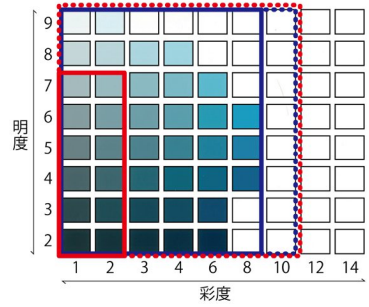
※破線は高彩度色

N(無彩色)



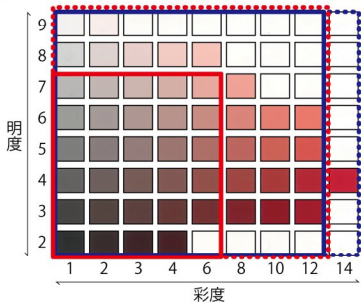
B(青)系【0.0B~9.9B】

色相本
5.0B



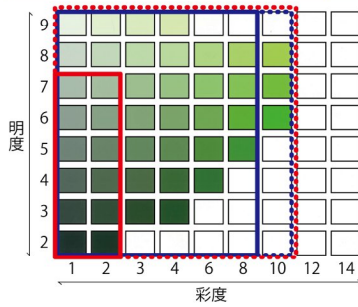
R(赤)系【0.0R~9.9R】

色相本
5.0R



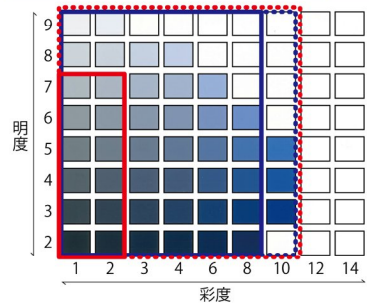
GY(黄緑)系【0.0GY~9.9GY】

色相本
5.0GY



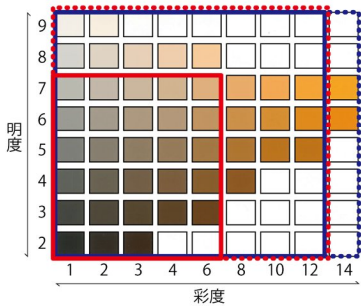
PB(青紫)系【0.0PB~9.9PB】

色相本
5.0PB



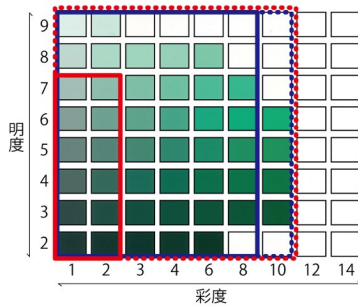
YR(黄赤)系【0.0YR~9.9YR】

色相本
5.0YR



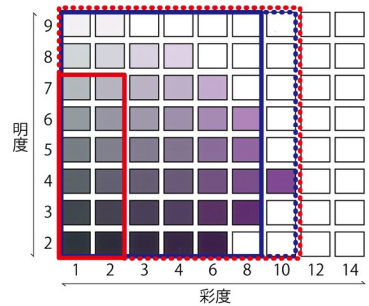
G(緑)系【0.0G~9.9G】

色相本
5.0G



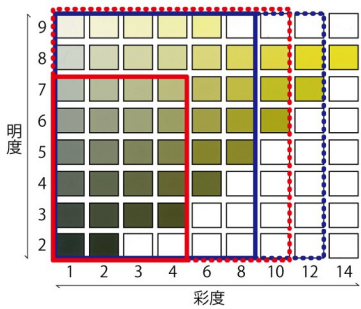
P(紫)系【0.0P~9.9P】

色相本
5.0P



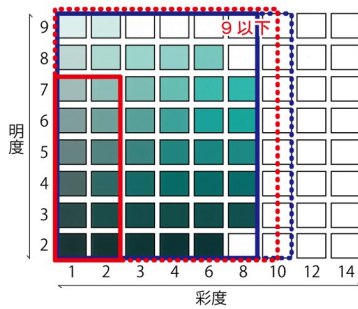
Y(黄)系【0.0Y~9.9Y】

色相本
5.0Y



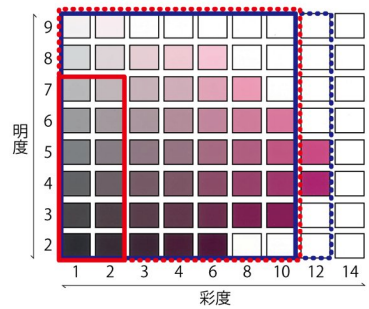
BG(青緑)系【0.0BG~9.9BG】

色相本
5.0BG



RP(赤紫)系【0.0RP~9.9RP】

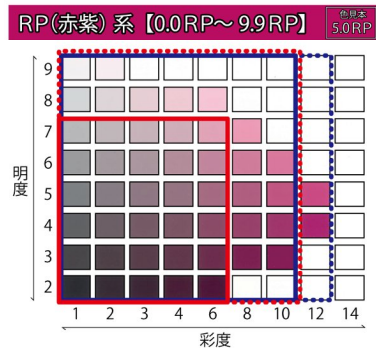
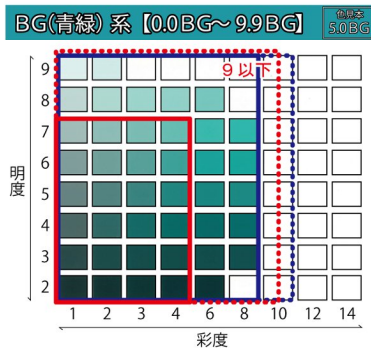
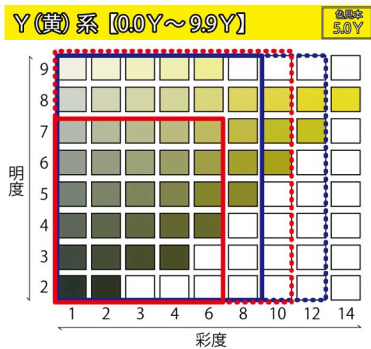
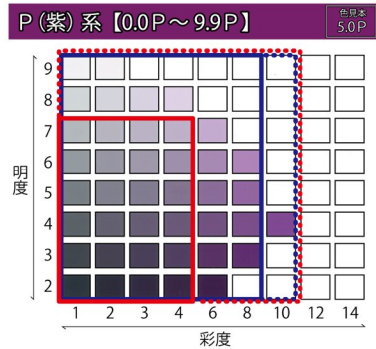
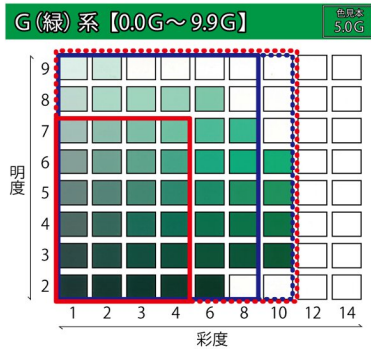
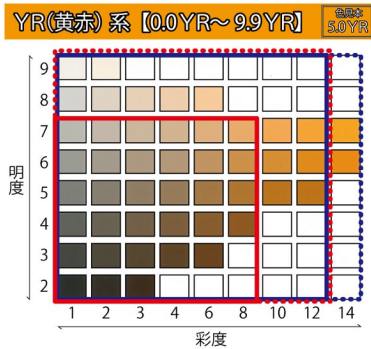
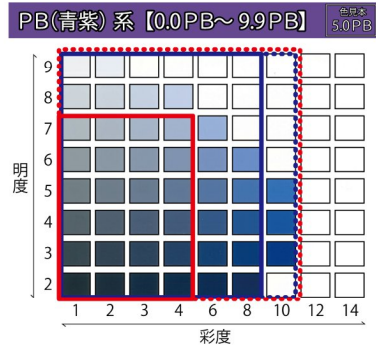
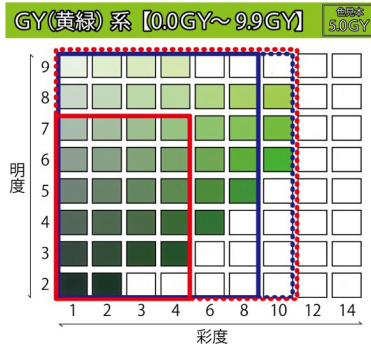
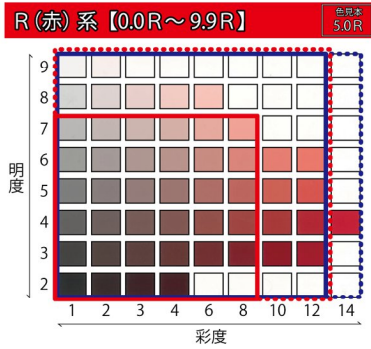
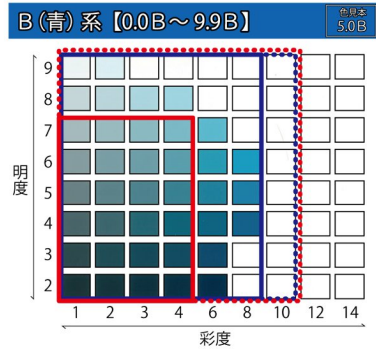
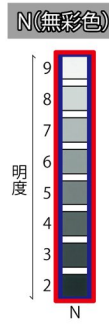
色相本
5.0RP

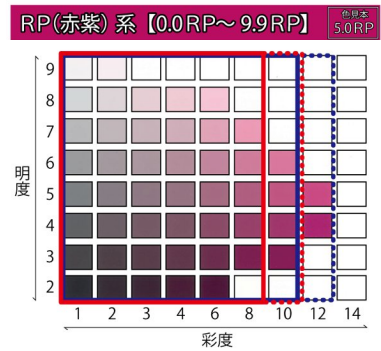
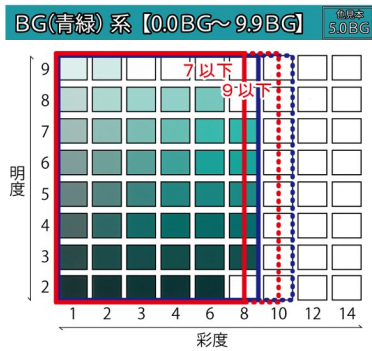
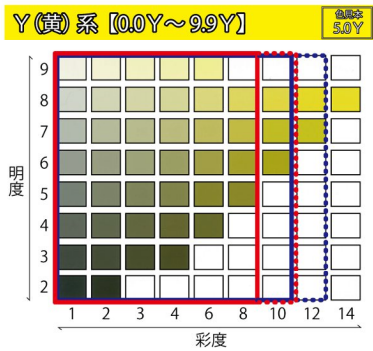
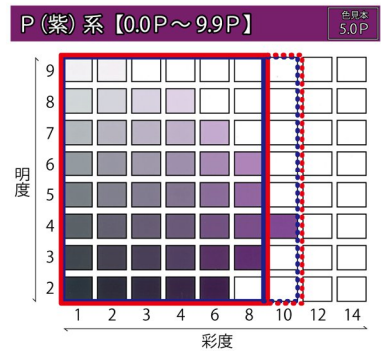
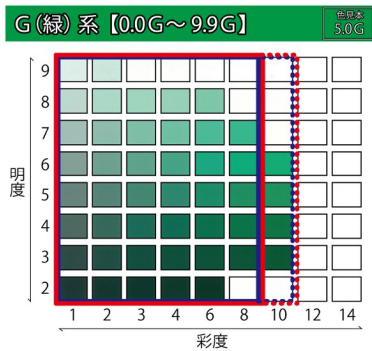
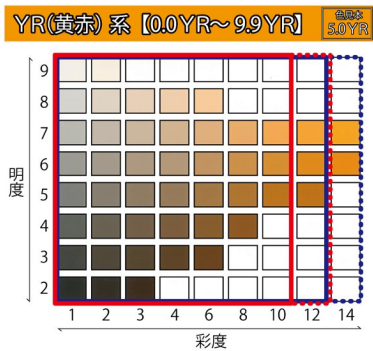
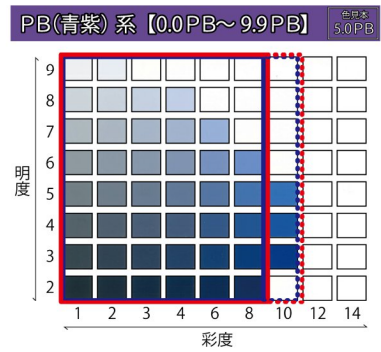
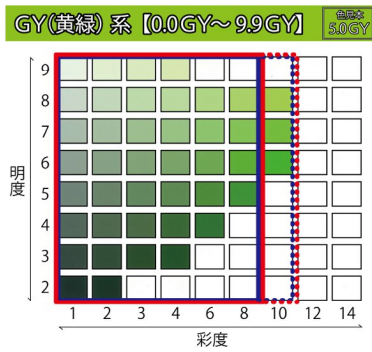
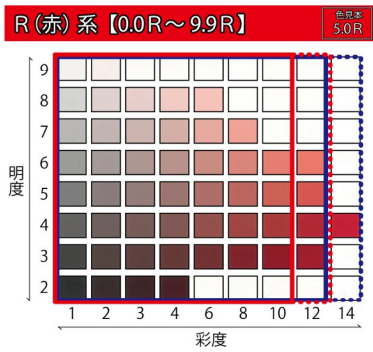
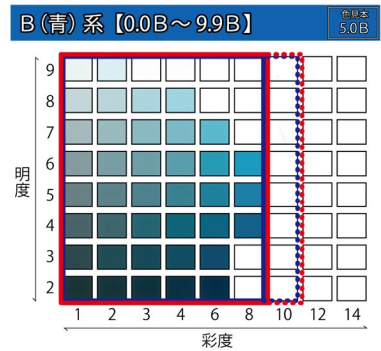
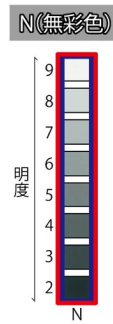
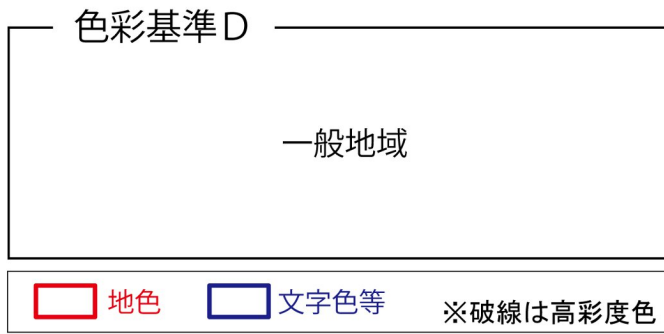


色彩基準 C

第2種禁止地域 第3種禁止地域
 第4種禁止地域 第3種特別許可地域

地色
 文字色等
 ※破線は高彩度色





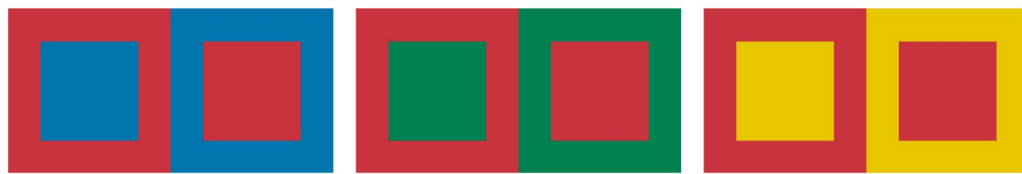
その他色彩基準

配色調和に配慮すること。

- ・複数の色彩を使用する場合は、けばけばしいものにならないように、色の組み合わせや使用する面積に配慮してください。

＜ けばけばしい色の組み合わせの例 ＞

✗ 彩度の高い色を使用した補色等の組み合わせ



赤と青

赤と緑

赤と黄



黄と青

黄と緑

✗ 黒と彩度の高い赤又は黄の組み合わせ



黒と赤

黒と黄

※コーポレートカラーがある場合などは、彩度を基準値内とした上で、反転させて高彩度色の表示面積の割合を抑えるなどの工夫をしてください。



地色と文字色を反転させて高彩度色の使用割合を抑えた例



デザインを変更して高彩度色の使用割合を抑えた例

関連する基準（写真等・余白の面積割合に関する基準）

低彩度の地色を基調とした広告景観を形成するため、1表示面に対する写真等と余白の面積割合の基準を次のとおり設定しています。

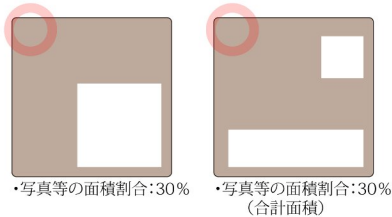
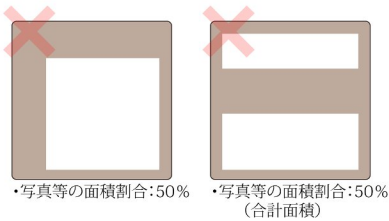
項目	地域区分	1表示面に対する面積割合
写真等※1	第1種禁止地域	使用禁止
	第2種禁止地域、第3種禁止地域、第4種禁止地域 第1種特別許可地域、第2種特別許可地域、第3種特別許可地域	30%以下
	一般地域	50%以下
余白※2	全地域共通	30%以上

※1：「写真等」とは、写真や細かなイラストなどをさします。ロゴマークや抽象化したイラストなどは含みません。

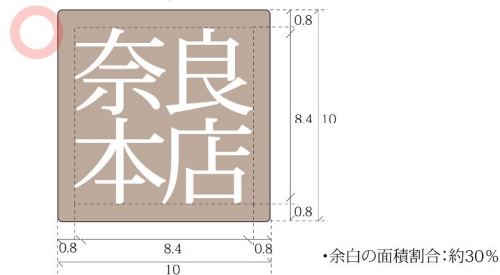
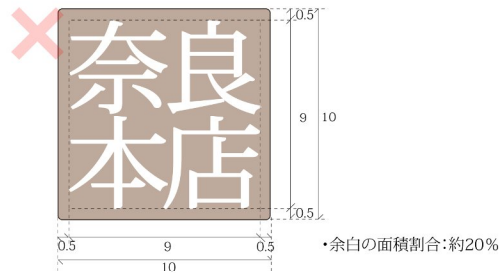
※2：「余白」とは、文字やロゴマーク、写真等を表示しない部分をさします。

【写真等の面積割合】

※○×は、第2・3・4種禁止地域、第1・2・3種特別許可地域の場合の基準への適否を表す。



【余白の面積割合】



第6章 奈良らしい色彩景観の実現に向けて

より良い色彩景観を創出するため、奈良市では、次のような取り組みを進めていきます。

(1) 色彩景観に関する知識の普及

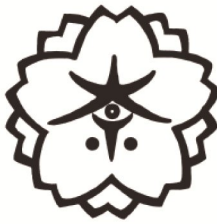
事業に携わる全ての人々が、色彩景観について必要な知識を身につけることによって、それぞれが担当する事業がよりよい色彩景観づくりに資することになります。このため、色彩景観に関する知識を深め、本書の内容を広める説明会やシンポジウムを企画します。

(2) 事業間の色彩調整を図るための連絡調整の場の設定

地域の色彩景観は、さまざまな景観要素が複合してできあがるものです。そのため、事業間の色彩調整を図るための場を設定し、相互に配慮しながら色彩設計を行うことによって、より良い色彩景観の実現を図ります。

(3) 民間事業に対する助言指導体制の充実

建築をはじめ民間企業や市民が行う事業が、地域の色彩景観にふさわしいものになり、市民とともにより良い景観形成が図れるように、適切に助言指導を行っていきます。そのために、奈良市景観審議会や景観アドバイザーによる景観協議を積極的に活用していきます。



奈良市景観ガイドライン（色彩編）

～ 奈良市景観計画／奈良市屋外広告物等に関する条例

色彩基準の解説 ～

令和4年7月施行

令和7年 月第1回改訂

奈良市都市計画課

※ 本ガイドラインに表示する図の色彩は、あくまで参考であり、正確なマンセル値に対応する色彩を表すものではありません。